

金融資本市場法制等をめぐる最近の状況

— 開示を中心として —

三井 秀 範

はじめに

御紹介にあずかりました三井でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料を三つお配りしています。量が多くなって、大変申しわけございません。

一つ目のグループが「会計基準の国際的コンバージェンス」、資料①というものであります。

それから、二つ目が「内部統制報告制度」、資料②というものであります。三番目、資料③としま

して「金融商品取引法の改正案等」とありまして、全部で三セットございます。この順で説明させていただきます。実は幾つか関連するところもあるわけですが、とりあえずこの三つのグループに分けてご説明したいと思います。

一、会計基準の国際的な コンバージェンス

(1) 会計基準に関する主要市場の状況

まず最初の「会計基準の国際的コンバージェン

ス」の話でございまして、表紙をおめくりいただきます。一ページ（本文末の資料①のページを示す。以下この章において同じ）をごらんいただきます。以下この章において同じ）をごらんいただきます。たいと思います。

会計基準、これは国ではなくて、民間の設定主体がつくっております。日本ですとASBJ、企業会計基準委員会。国際会計基準はIASB。アメリカの会計基準は、FASB、財務会計基準審議会がつくっていることとあります。それぞれ規制当局は一番下の欄にありますとおりでございます。まして、会計基準設定主体と規制当局とが、官と民で分かれているわけでありませう。

(2) 会計基準を巡る各国の動向

次の二ページでございまして、そういう基本的な構造を前提に、今までどういう状況であったか。当面この状況は続くわけですが、右下

に、イファースとかアイファースとかと呼んでますが、IFRS、国際会計基準というのがあります。

もともと国際会計基準は、各国の会計士の方々が集まりました、国際的な共通のハイスタンダードな会計基準をつくろうという志のもとに、一九七〇年代から活動し始めたものであります。その後、IOSCOという証券監督者国際機構が、クロスボーダーでの資本調達などにおいて、国境を越えた会計基準の共通化の必要性を提唱いたしました。

その会計基準づくりを、IASBの前身である「IASC」が担うこととなり、具体的にはコアスタンダードという形で、基本原則のようなものを定めて、それをIOSCOがエンドースする。こういうところから始まってきたわけでありませう。

その後、EUの市場統合に伴いまして、各国別に分かれていました会計基準を統合する。その際には、それなりの十数年の努力を続けてきた国際会計基準ができてつありまして、これを使おうという事になったわけでありまして。そうしたことから、国際的な会計士の方々、先生の集まりよりも、もう少し公的な色彩を強めないと、EUの会計基準としてエンドースできないということで、そのころ時を同じくして、国際会計基準審議会あるいはそれをつくっている財団の機構改革が行われております。

そして、EUは、二〇〇五年からEU域内企業の資本調達あるいは域内における規制市場、レギュレーテッドマーケットにおいて取引するときには、このIFRSを使わなければならない、こういうことを義務づけたわけでありまして。

従来は米国の会計基準が世界的に圧倒的な影響

力があつたと思われませんが、この国際会計基準というのが大きなうねりをつくつてくるということになります。ここではEUとアメリカの関係、EUと日本の関係、それから、日本とアメリカの関係、さらにはそれ以外の国と国際会計基準の関係というのが複雑に絡み合つていくことになるわけがあります。

(3) EUによる会計基準の同等性評価

まず、日本企業とEUとの関係ですが、EUは、EU市場に上場している日本企業に対して開示を求めているわけですが、その際に使われる会計基準について、今は、日本の会計基準で作成した開示でEUの市場に上場できます。ところが、当初は二〇〇七年、延期されて二〇〇九年以降は、EUの規制市場に上場したり、EUで資金調達をするときには、国際会計基準またはそれと同

等の会計基準を使わないといけませんよと決めました。この決定以来日本の会計基準がIFRSと同等な基準かどうかを今、EUが評価するプロセスにある、こういうことであります。

他方、日本のマーケットにおいてEU企業が資金調達したり上場する場合、EUの採用しているEU版IFRS、大雑把に言えば、国際会計基準で開示することが認められています。これが二〇〇九年以降どうなるのかというのが一つの柱になります。

アメリカは、それまでは恐らくアメリカのマーケット関係者なり、SECサイドの認識としては、世界中で最もハイスタンダードだと思っただんだらうと思います。これに対して、EUが国際会計基準というものをエンドースして、アメリカの基準に並ぶハイスタンダードな基準として追いついてきた。こういうことに直面して、かつア

メリカの企業、国際的なコングロマリット企業がたくさんあるという状況で、どう対応していくかという座標軸があるかと思えます。

(4) 会計基準を巡る主な出来事

そして、それぞれを次のページで、出来事がどういうふうに進んできているか。今簡単に申し上げたことが、年代とともに幾つか書いてございます。

一番左と真ん中の欄ですけれども、アメリカとEUの関係、先ほどIASCが機構改革になったといいましたが、機構改革されてIASBになったのが二〇〇一年であります。その翌年に、アメリカのFASBと国際会計基準審議会（IASB）が、ノーウォークという場所でコンバージェンスを進めようという合意をしているというのが、いわばまず最初の大きな出来事であったわけ

です。

その後、EUでは目論見書指令、透明性指令、これは日本の旧証券取引法、今の金融商品取引法の第二章に相当するものですが、これを、EU域内で統一的に法制化するというものですが、それが出ています。そして、二〇〇五年から、域内企業が域内で取引する際には、国際会計基準でなければならぬことになった。

それから、域外の国の企業については、二〇〇七年から、国際会計基準か、それと同等と評価されたものだけを認めるということが言われたわけでありまして、その後、同等性評価は二年延期になっていまして、二〇〇九年からということになります。昨年、二〇〇七年から今年にかけてはこの同等性評価の山場でございます。この欄にも幾つか書いていますが、同等性評価の基準であるとか、タイムスケジュールであるとかが詳細

に公表されております。

他方、米国でも大きな動きがありました。今までアメリカという国は、アメリカの会計基準以外は基本的に認めない国でございまして、国際会計基準でもイギリスの基準でも世界中の企業は、アメリカの基準によって財務諸表を組みかえて出す。調整表とカリコンシリエーションという方法もあります。いずれにしろアメリカの会計基準に組みかえるということをしなないと、アメリカでのマーケットでは、公募なり上場はできなかったということでございます。ところが、昨年新たな規則ができました。今後は、国際会計基準に限っては、ピュア（純粋な）IFRS、IASBがたった英語版の会計基準に一〇〇％従った財務諸表は、アメリカでもファイリングできます。ただし、当面このルールはアメリカ以外の外国企業のみです。

片やアメリカの国内企業に対しては、IFRSを認めることがいいのかどうかということを中立的に見募集をするというコンセプトリリースを出した。こういう意味では、アメリカのこの動きも大きな反響を呼んだ動きであります。

では、日本とこの国際会計基準との動きはどうだったかといいますと、これもほぼ時期を同じくしまして、二〇〇五年からは、まずIASBとASBJがコンバージェンスのプログラムをつくってきたということであります。その後さまざまなきがかりありまして、去年の八月、これが大きなターニングポイントかもしれません、東京合意というものをASBJとIASBでつくりました。

EUから指摘されている二六項目、ざっくり申せば、EUの同等性評価で問題となる項目については、今年中にその差異を解消する。それ以外の差異も二〇一一年までに解消させる。

それから、もともとアメリカの会計基準とか国際会計基準が変化していることもあって、二〇一一年以後のことについても言及があります。重要な点は、期限を切って国際会計基準との差異をなくすということを、それぞれの責任主体である会計基準設定主体間で合意したということであります。そして、ことしがその決定の時期になっているということでもあります。

四ページ以下で、今申し上げたことを少し掲げております。繰り返しになるので、このページは読むのを飛ばします。

(5) 日本基準と国際会計基準（IFRS）との二六項目の「重要な差異」

その次の五ページ。恐らくマーケットに携わっていらっしゃる方、アナリストも含めて、会計基準のことは大変お詳しいと思います。この中で一

番象徴的に日本が特異だと見られていたのが、恐らくプーリング法ではないかと思えます。持分プーリング法は、原価のまま合算するといいますが、この場合は連結ベースですので、必ずしも合併に限りませんが、一緒になる企業のバランスシートを簿価のまま合算する。こういう方法は、外国でもかつては認められていましたけれども、乱用された経験がありまして、外国では、国際会計基準、米国基準では廃止されています。

当然のことながら、簿価ですと現在の価値と違うわけでありまして、合併を利用して、益を消したり、損を消したり、いろんなことに使われた経緯があります。そういうことができるということで、少なくとも買われる企業が時価で評価されるパーチェス法を使うというのが、今の国際的なスタンダードではないかと思えます。

片や、御案内のとおり日本では異論があまりま

て、日本的な対等合併の美風があるんだということ、例外が残ったわけでありまして。これが、アメリカなりEUの会計の専門家からは非常に特殊な会計基準だと思われる一つの理由ではなかったかと思えます。それ以外にも細かな企業結合関係の差異、例えば評価される被買収企業の評価の時点が取得日なのか合意日なのかとか、さまざまな項目がございます。

具体的なコンバージェンスの進捗は、ASBJのウェブページでも出ています。あるいは直近ですと、三月末に幾つかの公開草案なり、新たな確定版会計基準が公表されております。個々の会計基準については、今日は、説明していますと一日かかっても終わりませんので省略いたしますが、先月の末に出たものとしては、LIFOを廃止する公開草案が出ているということを上上げたいと思えます。

それから、今年進められる予定の議論としまして、無形資産のうち、一部を資産計上することの是非。国際会計基準では、研究費は即時費用処理ですが、開発費、研究費との区別はちよつと微妙なところもありますけれども、もう少し製品化されて、営業活動、生産活動に乗ってくる段階に近づいている開発費については資産化することとされています。このことの是非について議論が行われています。

最近ですと資産除去債務です。例えば大きな工場施設なんかを買いますと、何十年かすると、それを除却する義務が発生することがあります。そういう場合、将来除却するときにかかる費用というのを資産化して、それを毎期減価償却なりをしていくということになっております。

それから、在外子会社の会計方針を親会社に統一するといったことは、これは既に動き始めてい

まして、今年度からそれを実施するというところで、恐らく現場の方々は大変苦労していらっしゃるかもしれませんが、これもコンバージェンスの重要な一環であります。

個々の会計基準、いろいろテーマはあるんですが、もし時間がありましたら後ほどまた戻ることにして、とりあえず少し先に進ませていただきます。

(6) 我が国の取組み

六ページに進んでいただければと思います。

今申し上げた二六項目というのは、二つ目の黒丸にあります。CESRという欧州証券規制当局委員会、これは欧州各国の証券規制当局の集まりであります。それがEUとしての行政機関ですけれども、欧州委員会が、意思決定をする際に、証券市場関係の技術的なことを助言する役割を担っ

ています。あくまで技術的な助言ということで、EUの正式な意思決定はECレベルで、政治レベルも含めて決定をすることになります。

EU議会というのは、助言機関というふうに従来から言われていましたが、現状ですと、正式な意思決定機関である欧州委員会、ECの決定との関係では互いにかなり影響力を及ぼし合って、コミュニケーションがされた上で、欧州委員会が決定する。こういうプロセスになっているようです。そこへの助言をするCESRというところか、かつてEUの国際会計基準と日本の基準が二六項目違うというふうに指摘した。その具体的なのが一ページ前の一覧表だったということになります。

そういう状況を受けて、真ん中の黒丸ですが、ここの会計基準設定主体はASBJというところで、完全に民間団体に移管されているわけです

が、こういう政府間の話が出てきましたので、企業会計審議会、これは金融庁に置かれた審議会なんです。ここから会計のコンバージェンスを強力に進めましょうという音頭を取る報告を出しています。

そして、それを受けまして、経済界、それから会計士業界も一緒になって、このコンバージェンスに向けたプロジェクト計画というのをつくって進めていく中で、昨年八月、IASBとASBJで、この東京合意というものに至ったわけになります。

まず、EUとのこの二六項目との関係で、二六項目というふうに数字で言うと、ちょっと間違いがあるんですが、同等性評価に不可欠な部分というのは、原則、二〇〇八年までに差異をゼロにするということ。それから、その他の既存の差異についても、原則、一一年六月末までに解消す

る。残りの分野というのは、ここにIASB—FASB間の協議項目というのがありますが、これはどうということかといえますと、日本の会計基準は、アメリカの基準と同じような扱いをしているものが幾つかありまして、アメリカとIASBがまた協議をして、どちらかの基準が変わる、あるいは両方の基準が変わる、こういう状況にあるわけでございます。

これを今直ちにIASBの基準と一緒にした後、実はIASBの基準もFASBの基準も、あるいはIASBの基準がFASBの基準にコンバージェンスすることになると、例えば日本の会計基準がたまたまアメリカの会計基準に似ていまして、IASBの基準を、その後アメリカの基準に合わせるような形で変更しますと、日本の会計基準というのは、結果的に日本の基準がEUの基準の似たものになって、またアメリカの

基準に似たものになる。二回変わることにるので、それは不合理であろうということです。

恐らくアメリカとEUの間の会計基準設定主体間の議論というのは、どっちかがどっちかに合わせるというよりは、新しいものをつくる。両方の基準を捨てるとは言いませんが、むしろ両方を、新しい考え方で新しい基準につくり変えようという議論をしているものもあるので、必ずしも今のような「行ってこい」にはならないかもしれませんが、いずれにしろ二回変えるのは無駄なことなので、アメリカ、EUの会計基準設定主体の間に日本も入って、一緒に新しい基準に向けて議論していこうということがあります。

今、私は「EUの」と言いましたが、正確に言いますと、IASBというのはEUの基準設定主体ではございません。この代表というのはアメリカからの人もいっぱいいますし、日本か

らも一人、山田辰己さんという専門家がボードメンバーに入っています。その意味では、世界中の人たちが参加しているということですが、それをEUが借りている、こういう状況になります。

(7) EUによる会計基準の同等性評価に

関する最近の動き

そして、続きでございますが、七ページ。昨年の一二月の暮れですが、CESR、欧州証券規制当局委員会が、日米中の会計基準に対して、同等かどうかということの技術的助言案を公表しております。これはドラフトです。

アメリカについては、先ほど言いましたように、ノーウォーク合意以来、かなりこのコンバージェンスを積極的に進めてきていまして、これを高く評価して同等だと言うとともに、日本につきましても同等だと言っています。

具体的な言い方は回りくどいんですが、「二〇〇八年六月時点において」、ですから、これが出た時点では今から半年後になりますが、「ASB Jが『東京合意』において示されたスケジュールに沿った対応をしていないのでない限り、同等と評価すべき」というふうには、直訳しますところなっています。

というのは、昨年の暮れに出る基準や公開草案がいくつあるとか、三月末に出る公開草案もいくつあるということ、去年の十二月時点ですでにできあがっている基準だけを見て決めるというのではなく、これからの予定も含めて見て、予定どおりに行けば今年の前半に、二六項目のうち「ムービングターゲット」と言っているアメリカと国際会計基準が変わっていく可能性の高い分野以外、一言で雑な言い方をしますと、日本だけが違う基準については、大体差異がなくなるという

ことになります。したがって、そういうところに行くのだとすれば、同等だと評価しないわけにはいかないだろう。そういうことではないかと思えます。

直近ですと、数日前にこのファイナライズされた助言というのが出ていまして、ほぼこの原案どおりにファイナライズされています。これは欧州委員会の正式な最終決定文書ではなくて、欧州委員会という最終的な権限のある委員会に対する助言でありまして、その助言がファイナライズした、こういう状況です。

今後は、話はポリティカルプロセスに移ってきまして、まず欧州委員会が報告書を、目標といいますか、昨年発表されたスケジュールによりまして、四月にまとめて、それをEU議会に提出する。EU議会とキャッチボールをしながら、七月に同等性評価が決定される。こういう予定になっ

ていますが、これらが表向きといえますか、昨年、EUがレギュレーションとして発表している同等性評価のスケジュールですが、この最後のところ、どのぐらいこのスケジュールどおりになるかというのはやや不透明なところがあります。

非常にインフォーマルな話としてお聞きいただきたいのですが、EUのスタッフレベルから話を聞いていますと、これが若干遅れていく可能性がありまして、まず、ファイナライズされた政府機関としての報告書が、四月よりも遅れる可能性がある。そういうしているうちに、EUも夏休みがあるものから、最終的にEUとのやりとりが終わってファイナライズするのは、夏休み後、夏休み明けになる可能性が結構あるのではないかと言われております。これはインフォーマルな話ですので、確たることはよくわかりません。

(8) 米国SECにおける国際会計基準

(IFRS)を巡る動き

話は変わりました、八ページでございます。米国のSEC、これも去年はいろんな動きをしました。コックス委員長、共和党系です。このコックス委員長は、IFRS、国際会計基準の採用にかなり前向きな方でありまして、音頭を取られて、IFRSの採用に向けていろんな動きをされております。

まず外国企業、米国外企業の取扱いですが、昨年八月にドラフトを公表しまして、米国以外の企業について、米国のマーケットに上場したり、あるいは公募をしている場合、SECへの財務諸表のファイリングが必要ですが、それについてはIFRSの使用を認めるということかどうかという提案をしました。パブリックコメントなどを経まして、昨年の一二月にファイナライズしていま

す。

この中では、ピュアIFRS、正確に言いますと、IASBの作成した英語版国際会計基準に完全に準拠した財務諸表は、アメリカで数値調整なしにSECのファイリングができますということでありまして、実はEUは、完全なオリジナルバージョンの国際会計基準をエンドースしておりません。IAS39号という金融商品のヘッジ関係の部分の一部適用除外、オリジナルバージョンをエンドースしないで、少し甘いヘッジでもいいという会計基準になっているところが若干違います。

ということ、アメリカのもともとのオリジナルの提案では、EUの企業は、そのままでは数値調整なしでアメリカ当局にファイリングできない。こういう案だったわけですが、いろいろやりとりがあつて、その基本的な考え方は変えず、そ

のままピュアIFRSの開示のみを認めるというふうにした上で、二年間の時限措置に限って、EU版のIFRSは受け入れを認める。いわば経過措置のような格好で認めるといふ最終的な規則になっております。

他方米国内企業に対しIFRSの使用をみとめるか否かについては消極意見もあるようでございまして、コンセプト・リリースという、賛成、反対、自由にご意見をどうぞということで、議論の切り口として、アメリカの国内では国際会計基準は良く知られてないし、使っている人も少ないということ、まず、そういうことに精通した人が少ないけど、どうかとか、投資家の目から見て、ちゃんと比較可能性があるのかどうかとか、作成者から見てちゃんと上手につくれるかどうか、SECがちゃんとエンフォースメントできるかどうか、アメリカでは財務諸表をめぐる裁判は非常に

多いので、裁判所はそれを正当にきちんと評価してくれるだろうかとか、幾つかの切り口で、問題の切り口を見るだけで大変難しい問題がいっぱいあるなと思うような、そういうコンセプトリリースが出ています。

一部に「アメリカは、このコンセプトリリースをもってIFRSを認めるということを公約したんだ」というふうにおっしゃる方がいますが、オリジナルテキストをごらんいただきますと、IFRSを米国内企業にもみとめるにあたり乗り越えなければいけないハードルとなる項目がたくさん書かれています。

(9) 国際会計基準（IFRS）の世界的広がり
と国際会計基準審議会（IASB）のガバナンス強化に向けた動き

九ページです。またちょっとIFRSを巡っ

て、切り口を変えて話をさせていただきます。

EUがエンドースしたということで、EU域内の数十カ国がこの国際会計基準の使用を義務づけられることになりました。また、その国際会計基準を、イギリスを宗主国とする旧植民地の国々が採用しています。オーストラリアは独自の会計基準を持っていたわけですが、ここも今やIFRSを採用しています。

また、中国はIFRSの採用ではなくて、IFRSをベースとして若干修正をした中国版のIFRS、IFRSに非常に似た会計基準をつくるというコンバージェンスをやっています。そういう完全でないIFRSに似たものを採用した国も含めると、一〇〇カ国を超える状況になっているとの指摘もあります。

こういう、いわば国際会計基準がEUのものというよりは、事実上世界で使われる、あるいはそ

れに似たものが使われるという状況になってきていますので、この基準設定プロセス、適正手続、デュープロセスが踏まれているかどうか、あるいは基準をつくるプロセスに対するガバナンスというものがきちんとなされているかということが、国際的に非常に関心が高まってきております。

そういうことがありまして、昨年の一二月に各国の規制当局が東京に集まり開催されたIOSCOのテクニカルコミッティというIOSCOの国際的な会議の際、各国の規制当局が集まって、このIASBのガバナンスを改善しようという提案をしました。

具体的には、IOSCO（証券監督者国際機構）と、米国SECと日本の金融庁と欧州委員会との共同提案の形で、モニタリングボディというのをつくって、ガバナンスなりデュープロセスを向上させようという提案をいたしました。

時を同じくしまして、IASBのガバナンスを
している財団であるIASCFの側も、ガバナン
スの向上について取り組むという宣言をいたしま
して、これに向けて、今色々な動きが始まったと
ころであります。

アメリカの国際会計基準の採用については、I
ASBのガバナンスあるいはデュープロセスの改
善、こういうことも連動しているようですし、
EUはもともとIFRSを採用していますので、
EUからしてみても、基準設定のプロセスとい
うものは重要な関心事項になっているのでありま
す。

それから、アメリカを見ますと、サーベンス・
オックスレー法に基づきまして、会計基準の設定
プロセスについては公的な監視が必要な法体系に
なっています。片やこのIASBという国際会計
基準審議会は、どこの公的な監督も受けていない

ということになっていまして、字面上はサーベ
ンス・オックスレーの適格会計基準設定主体になら
ないこととなります。このところをどう改善し
ていくかというのが、アメリカが国際会計基準を
エンドースしていく際の一つの注目点かと思いま
す。

(10) 国際会計基準委員会財団（IASCF）

の状況

次のページは、どんな国が使いますかというこ
との資料ですので飛ばしまして、最後に、今、ガ
バナンスという話をしましたが、現状の国際会計
基準委員会財団（IASCF）の状況を簡単なボ
ンチ絵で書かせていただきました。

(11) 今後想定される会計基準を巡る動き

今年には会計基準をめぐっているような動きが想定

される年でありまして、今、事務方の助言というものは、日本の会計基準は国際会計基準と同等、「同等」ということの意味は、全く同じということではなくて、細かいところは違わけれども、日本の会計基準でつくられた財務諸表と、国際会計基準でつくられた財務諸表を投資家の目で見ると、同じような投資判断に達するという程度に同等であるという意味ですが、そういうものであるという助言が出ているという状況。これが政治プロセスを経て同等というふうに扱われるように決まってくるかどうかというか、決まっていくように、金融庁のみならず各関係者、発行体・経済界あるいは監査法人、それから、もちろんさまざまに国際機関や関係各国と協力、議論をして、そちらのほうに持っていきたい、持っていかなければいけないというふうに思っています。

それから、国際会計基準が世界中でこれだけ使

われるようになってきていまして、日本で国際会計基準を使うようにしてはどうかという議論が一部にあるかと思えます。日本の場合、EUと違いますのは、EUは政治的にEU統合を目指すために、いかなる犠牲も払って頑張るんだという強い意思がありまして、この国際会計基準は、実は各国でエンフォーースメント上非常に苦労しておられるようであります。

日本の場合、IASBが作った英語版の会計基準を配って、今の上場会社、マザーズも含めてそのとおりに作ってくれるかというのは、なかなかそういうわけにいかないと思います。

この問題を考えるにあたっては、単に文章としての会計基準だけの問題としてではなく、結果としてアウトカムとしてのハイスタンダードな会計基準を、実際に企業が財務諸表をつくる際に財務諸表の中でちゃんと実現し、投資家はそれをいか

に的確な情報量の多い財務諸表として受け取れるか。我々からしてみると、粉飾なり不正会計がないような形できちんとエンフォースしていくか。

こういう三つの観点から、よく私どもは、基準は字で書いてあるテキストですけれども、実際には財務諸表の作成、それから監査、そしてエンフォースメントの三位一体で、結果として、アウトカムとして、有益な確かつ豊富な情報が含まれているディスクロージャーになっているかどうかということを確認しておく必要があるということとでありまして、その観点からどうしていくのかというのをいつも考えていかなければいけないと思っています。これまでのところで言いますと、コンバージェンスというのが最も近道であるということがあります。

— したがって、今後のことは、現時点でいいとも悪いともなかなか言えないところがあるわけです

けれども、常にそういう目で、監査やユーザー、これは作成者というユーザーもあれば、投資判断をするファンドマネジャー、アナリストといったユーザーもあります。それから、仮に実際に不正が起きた場合には、それを見つけ出す、あるいは裁判まで持っていく。こういうエンフォースメント、この部分は、被害者だったり公的機関が担うわけですが、そういう第三者あるいはたくさんの方の目を見て、よりよいものにしていく。こういうつもりでおりますので、皆さんの色々な助言なり御協力、アドバイスをお願いしたいと思います。

これが一つ目のブロックでございます。

二、内部統制報告制度

(1) 内部統制報告制度の背景と経緯

では、次に参ります。内部統制報告でございます。す。

内部統制報告は、この四月から始まる事業年度以降に適用になります。三月決算の会社でありますと、始まったばかりのこの事業年度についての財務諸表提出時点からになります。大変心配されている方もいれば、もう自分の会社はかなり進んでいる、こういう会社の方もいらっしゃると思います。

ごくごくそのアウトラインを簡単に説明させていただきますと、アメリカだけではなく、日本も含めて、あるいはそれ以外の世界の各国で起きた不正会計を背景に、内部統制、インターナル・コ

ントロール。日本語の「内部統制」というのはちょっと固過ぎる表現かもしれません。特に財務諸表についてということですが、インターナル・コントロールですから、会社内部のコントロールをきちんとしましょうというぐらいの意味合いであります。実は「内部統制」という言葉の語感はどうかめしいものではありません。

これについての関心が世界中で高まりまして、アメリカがサーベンス・オックスレー法の中で、正式な財務報告制度に並ぶ報告制度として取り入れたのがその先駆けであります。それを見て、どの国も各国なりに考えながら、この内部統制、インターナル・コントロールというのを財務諸表の作成に組み込んでいったところであります。先進国でやってないのは、恐らくドイツぐらいでしょうか。フランス、イギリスなども、この内部統制というものを組み込んでいます。

アメリカでは真つ先に導入したんですが、実際に導入したときに、内部統制の構築の仕方あるいはそれをどう経営者が評価するかというガイドラインなしに、とにかく導入したというところでございました。したがって、エンロン事件があつて、議会が熱くなつていたということもあつて、とにかくものすごく早く通つたわけですが、それについてのやり方についての詳細はなのままスタートしたわけでありませう。

アメリカの監査法人は、ああいう訴訟社会ですので、監査についてのいろんな裁判があらまして、それに伴ひまして、詳細な監査の基準というのが実務的に形成されてきています。また、監査法人側も、その訴訟対応、監査法人を訴訟から防衛するために詳細な内部マニュアルをつくつておりまして、その中では、業務プロセス、売り上げの発注を受けて、その納品をしてとか、伝票を

切つてとか、売掛金に計上してとか、それを回収してとか、そういう細かい業務プロセスについて、会社がどういったインターナル・コントロールをしているかというのを詳細にチェックしまして、そのインターナル・コントロールの程度に応じて、監査法人が実査と言ひまして、色々な現場に行つたり、実物見たり、そういう税務調査のような実査というものゝの深度や範囲の手加減を変えたりする。こういうマニュアルが発達しています。

企業のインターナル・コントロールが非常にしつかりしている部分は、監査はライトタッチで軽く行つて、時間も節約するかわりに、そこが不十分なところはじっくり監査をやる。そういうマニュアルでありまして、そういう意味では、米国の監査法人が、インターナル・コントロールを詳細に、業務プロセス別に詳細にチェックする。そ

ういうツールといえますか、マニュアルが高度に発達している状況で、企業の側が白紙の状態で行われましたので、そのマニュアルをフルに活用して監査人が内部統制のチェックをしたというのが、このサーベンス・オックスレー法の施行当初のアメリカの風景だったと思います。したがいまして、アメリカのサーベンス・オックスレー法導入当初の年、監査法人によっては、大企業でも対応できないほどの詳細な業務プロセスの検証が行われまして、膨大なコストが発生しました。それがあって、みんなこれは大変だということで、いろんな批判が出てきたわけでありませう。

ちょうど日本の立法の時期は、そういう批判が多く出始めたころでございました。そういう批判の中身は次のページ以降で説明いたしますが、そういうのを受けまして、日本ではアメリカと違った制度を導入しようということになりました。ま

ずアメリカは、SECファイリング会社は、非上場も全部この内部統制を義務づけるということになっていきますので、九千数百社、一万社弱が対象になりました。

日本では有報提出会社というのは結構あるんですが、上場会社に限定して、非上場のものは、有報提出会社といえども適用除外にすることです、まずそこで範囲を絞りました。評価の仕方についても内部統制の具体的なやり方について、法案を出す前に企業会計審議会を開きまして、もし法制化するなら、どういうイメージの内部統制をやってもらうのかということを議論しました。

そこでの議論というのは、アメリカ型に決別しまして、むしろヨーロッパを含むいろいろな国でやっているような重点型のものにしてしよう。アメリカみたいな訴訟社会でもないし、監査法人が税務調査のように、企業の評価と関係なく独自に詳細

に調べるのは、日本の風土に合わないだろうということで、日本型、内部統制だけはコンバージェンスではなくて、たもとを分かった別のやり方でしょう、こういうことにしたわけです。したがいまして、金融商品取引法の改正案を国会に出す前の年の冬に、内部統制の考え方に相当する素案を企業会計審議会が公表いたしました。

そういうものをさらした上で、法案を国会に出して、議論していただいて、法案が通った後、また、この企業会計審議会を再開しまして、その素案について寄せられた意見をもとに新たな議論をしたわけです。そこで、企業会計審議会が内部統制についての基準と実施基準というのをつくりました。内部統制は、あくまで経営者が経営者判断として行うものですので、金融商品取引法では、内部統制の構築義務というのは規定しておりません。するものしないのも、経営者の自由です。

内部統制報告制度が義務づけていますのは、経営者が選んだ内部統制をする、しない、あるいはした場合には、どういうことをしたかということを経営者が評価しまして、それを報告書にまとめていただく。要するにディスクロージャーだけです。したがいまして、内部統制をしないという決断をした場合には、していませんということをディスクロージャーしていただく。こういうのが制度ですので、罰則があるのは、虚偽、うそをついた場合だけです。

ストレートに言いますと、「内部統制は一切やる気がないので整備しませんでした。したがって、内部統制は重大な欠陥があります。なぜなら、上場したばかりで、コストもかかるし赤字になって、会社にとってマイナスだ。自分の営業スタイルは、こうすることによって粉飾決算を防ぐことができる」、こういうことが宣言できれば、

そのとおりありのままを書けば、内部統制報告としては合格でございます。

気をつけていただくのは、その場合、内部統制には欠陥があるので、財務諸表が正しいかどうかというのは別途考えなければいけないので、「財務諸表には粉飾がありません。正しいんです」ということは、経営者はどこかで説明しないと、みんなは納得しないでしょう。その意味で経営者は必ず内部統制を整備すると思います。但し、そのことと金商法24条の4の4とは法律的には別のことです。

(2) 内部統制報告制度に関する11の誤解

そこで、次の二ページ（本文末の資料②のページ）を示す。以下この章において同じ）でございます。

アメリカの制度と大分違うんですが、アメリカ

の制度と同じようなことをやろうとしている。誤解もあるかもしれませんが、もしかすると善意でやっていらっしゃる方もいるかもしれませんが、昨年の夏ぐらいから、思っていたよりもやや違った運用になっているという声が、あちらこちらから聞こえ始めました。

そういうことで、個別照会に対しては説明してきたわけですが、どうも施行前に、こういうことがみんなにわかる形で、かつ、経営者自身、社長の方ご自身の目で見てわかるような形で、できるだけワンフレーズで、簡単な形で誤解を解くようなものを公表したいと思いついて、先月、この「一一の誤解」というのを公表させていただきました。

全部を一個一個説明している時間ありませんし、恐らく内部統制の専門部署にいらっしゃる方ばかりが今日のお客様とは思えないと思いますの

で、ポイントだけ二、三、ここでお話をさせていただきます。

①「米国SOX法と同じか」という誤解

四ページに、「米国SOX法と同じか」という問いがあります。これが実は一番大きな誤解で、アメリカのSOX法、ないしはアメリカのSOX法として皆さんがイメージしているものとは全く違うものだとということを、ここで御認識いただければということ、これを一番にしています。

アメリカでは、先ほど申しましたように、業務プロセス、具体的な売り上げの計上とか記録とか、売掛金の計算とかその管理とか、そういう細かい業務プロセスを一〇〇%に近い形で、インターナル・コントロール、内部統制を行うということが実際に行われたわけでございます。

これは日本では採用していませんということ

ありまして、「トップダウン型のリスク・アプローチ」といつております。要するに、社長が社内全体を見回して、粉飾決算が最も起きそうなところに絞って、そこに重点的にインターナル・コントロールを行う。インターナル・コントロールと言いますが、端的にチェックすることでありまして、とりあえずささいな業務プロセスは余り考えなくていいということでもあります。

もう一つは、内部統制を経営者が構築しただけじゃなくて、それを自分で評価するというプロセスがあります。自分はこのいうのをつくって、これが財務決算の適正な表示のために有効なんですということ、経営者が自信を持って表明していただく。これを評価と言っているんですが、評価をするときに、アメリカは三段階の評価をしたものですから、一体どれに当たるんだ、松竹梅の「竹」なのか「梅」なのか、非常に微妙なんだと

いうことがありましたので、二種類しか作らないということでもあります。

重要な欠陥といっても、英語ではマテリアルウィークネスですので、正確に言うと「重要な弱点」ですね。重要な弱点があるのか、ささいな弱点があるのかという二つです。ささいなほうはディスクロージャーしていただく必要ありませんというということで、ディスクロージャーするに値する「重要な弱点」があるかないか、それだけしか要求しません。代表的にはこの二つがアメリカと違います。

②「特別な文書化が必要か」という誤解

実は、ほかにもいっぱい違うところがありました。以下、二、三、重要な違いをピックアップして申し上げます。五ページをごらんいただきたいと思います。

文書化するのが内部統制の要であるというところで、文書化という本も出てますし、恐らくコンサルティング会社の方からも「文書化」と言われていると思います。企業会計審議会の基準と実施基準には、「文書化」という言葉は出てきません。「文書化してもいい」とは書いていますが、「文書化しろ」とは全く書いていません。もともと企業には、上場するぐらいの規模の会社になりますと、何らかの文書なり、あるいは電子データがあります。それを十二分に活用してくださいということだけは書いています。

よくアメリカのSOX法のとくに言われましたフローチャートとか業務記述書、これはアメリカの監査のマニュアルにこういうのが書いてありまして、私も原文を読んだんですが、非常によくできたマニュアルがあります。確かにこのとおりやれば、非常に詳細な管理ができるだろうと思いま

すが、これは必要ありません。作ってもいいんですけれども、作らなくてもいいというものです。

問題は、リスクが高い、例えばコンピュータソフトウエアというものですと、形に見えませんが、売上がいつ計上されるのかというのが、一つの不正をチェックするポイントになります。ソフトウエアが不完全でおよそ使いものにならない状態なんですが、それが相手に渡されたとして、売上を計上するということが、本当にできるんでしょうか。時々新聞紙上で循環取引とか出てきますけれども、そういうことが行われていないだろうか。当社はそういうことが行われやすい業種だろうか。もしそうだとすると、売上というのが大事なポイントになりますよねと。

そうすると、売上がきちんと計上されている。今のソフトウエアですと、使った人が、そのソフトウエアがきちんと稼働して役に立っているかど

うかというのが一つのチェックポイントになりますので、それがチェックされていけばいいわけです。一方で給料という勘定は、通常きちんと払われていることが多いので、給料を目くらしてわざわざ調べるということは、もちろん例外はあるわけですが、余りしなくてよいかもかもしれません。

そういう業態なり、現在の経営状況なり、あるいは経営者なり、経営方針なりによって、どこにリスクがあるかというのを的確に見きわめて、そこにスポットを当てる。スポットを当てたところをチェックができればいいわけです。虚偽記載につながるような、売上が水増しされるとか、棚卸がどこかに隠されているとか、そういう大きな不正会計につながるような出来事を防ぐような何らかのチェックが行われていけばいいわけですし、まして、そういう体制を整備する。それが何らか

の形で監査人なり投資家に説明できればいいわけでありまして、それが大事であります。

形式的に文書化マニュアルに沿って文書化だけしていればいいということではなくて、逆に、文書化したら確かにいいかもしれないけれど、マニュアルどおりに文書化しても、今のようなりスクに対応できているかどうかというのも現実ではないわけでありまして。その会社の経営の仕方によつては、そのマニュアルが外れている可能性があります。ありますので、そういう意味では、マニュアルは一たん忘れていただいて、大事なところを絞って、チェックするシステムがあるかないかを改めて経営者が判断していただくことが重要ではないでしょうか。

文書化する前に、既存の書類が使えないかどうか。例えばソフトウェアなんかですと、相手のクレームとか、あるいは商品が動きましたよとい

う、そういう通知がもし来ているのであれば、その記録があれば、それと売上がチェックができればいいわけです。そういうチェックできるような、例えばIDナンバーとか突合ナンバーとかがあれば、それで突合できてしまうわけです。そういう活用の仕方を考えていただきたいということでもあります。

③「すべての業務に内部統制が必要か」

という誤解

それからもう一点、六ページですが、三番、絞り込み。絞り込むといつても、抽象的に絞り込むというのと、一〇〇%を九〇%に絞り込んだと思つて満足しちゃう人もいるということ、ここにありますように、売上で見て三分の二の事業拠点とか、選ばれたその事業拠点でも、売上、売掛金、棚卸資産という三勘定に、この程度に絞り込んで

いいんですよと、こういう例示をしているということでありませう。

少し飛ばしまして、一〇ページ。監査報酬は、今、全体的に世界中でインフレ化しているのので、上がらないというのはなかなか難しいかもしれないが、せんが、制度上は内部統制と財務諸表の監査が別々に行われるのではなくて、一体で行われるということになっています。監査証拠も相互に利用するということになっています。したがって、一足す一が二ではないということです。

④「非上場の取引先も内部統制の整備が必要か」

という誤解

それから、一一ページ。上場会社と取引するだけでは、一般の非上場会社は内部統制の対象にならないということでもあります。

⑤「プロジェクトチーム等がないと問題か」

という誤解

一二ページ。プロジェクトチームとか特別の対応チームがなくても、重要な欠陥にはなりません。既存の経理部なり、例えば先ほどの売上の話であれば、そのサポートチームが売り上げたソフトウエアの稼働状況をチェックしているのであれば、それと実際に売り上げたチームと、既存の経理部が何らかの形で相互にチェックするような仕組みになっていけば、それでもよいわけでありませう。それぞれの人たちが、今の仕事に少しプラスアルファして、相互チェックが働くようにするだけでも十分に機能する場合があるということでもあります。

⑥「適用日までに準備を完了する必要があるのか」という誤解

重要な点は最後の二つで、一〇番と一一番です。

この四月一日から始まっているわけですが、おとといの時点までに内部統制が整備されていないと、重要な欠陥があるというわけではございません。最も早く報告書を出さなくてはいけない会社でも、来年の六月末です。非常にざっくりした言い方をすると、それまでに内部統制が重要な欠陥にならない程度に、ほどほどに整備されていることを目標にしていただけだと思います。仮に重要な欠陥が一年三カ月後にあつたとしても、それで上場廃止になるわけでもありませんし、罰則の対象にもなりません。このことは先ほど申し上げたとおりです。

アメリカでも制度導入初年度に一六%の会社が

重要な欠陥、マテリアルウィークネスがあると報告書に書かれたのですが、それを報告書に書いても、株価は下がりませんでした。財務諸表の監査はある時点で正しいかどうかということになりますが、内部統制はそういうことではなくて、むしろプロセスでありまして、内部統制というのは常に進歩していくものです。会社の経営が変わる、売上状況が変わる、新しい事業拠点を出す、といった事業の変化によって、内部統制は変わっていくものなのです。常に変化していくプロセスというふうにとらまえていただいて、今はここに欠点があるけども、これを一年計画、二年計画で、ここは改善していくということをお示しになるということが、株式市場からは評価される。

アメリカでも現にそうです。一年目に悪かったところを改善したということが株価が上がっています。ただし、二年も三年も欠点を放置したと

いうところは株式市場からは評価されなかったようですが、重大な欠陥がたくさんあったところが、ここを改善した、次はここを改善するというプロセスを示したところは、株価が上がったという実証研究もあります。

⑦「期末システム変更等は延期が必要か」という

誤解

ということでありまして、それは一番にも関連します。例えば財務データの処理に使われる。

あるいは全国の売上の管理をするシステムを期末に変える。こういう例を考えます。システムを変えても、売上はきちんとして経理部にデータが上がってきて、間違いなく財務諸表はきちんとしてくれるとすれば、期末にコンピュータを変えると、内部統制がきちんとされているかどうかというのとはわからなくなるとか、監査がしにくいという理由で

期末をまたぐシステム変更を延期してくれとか、延期したほうがいいよというアドバイスがあるとすれば、それは間違いです。

最初に申し上げましたように、企業の経営の効率性と有効性とのバランスをとる必要がありますので、その時点、例えば来年の三月末ごろにシステム変更するのが、そのシステムの耐用年数との関係で、最も効率的で最もいいのであれば、それはそのとおりやっていた方がいいわけですから。その場合は、内部統制の評価の範囲、経営者は、自分の会社の内部統制が適切に行われているかどうかを評価することになっていますが、その評価の対象から除外していただく。そして、監査法人も、それは除外されたものとして、それ以外のものを全体として見て評価して、問題なければ、これは無限定適正意見という、何の問題もありませんという監査意見を出していいです、こう

いうことになっていきます。したがって、内部統制制度のために合併再編を延期したりとか、システム変更を延期したりとか、そういう無駄なこととはしないでいただきたいというのが、この一番の趣旨です。

(3) 内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応

それから、一五ページ。これまではこのやり方についてのお話でしたが、これは行政対応でございいます。

これまでもQ&Aを二〇問出していますが、今後も追加のQ&Aを出すつもりですし、相談窓口も設置していきます。それから、必要があれば細かい手直しをしていくつもりなんです、大事なことは、指導中心というのをごらんいただきたいと思えます。この内部統制は初めて導入するという制度でありますし、そういう意味では、基準は

かなり詳細につくったつもりですが、恐らく当てはめとしての相場観というのは、まだできていないかと思えます。試行錯誤が当然あるうかと思えます。

したがって、これは今後皆さんと一緒に、皆さんというのは、発行体企業、それから、監査をする会計士の方々、それを取り巻く会社でいろんな仕事をしておられる方、コンサルティング、アドバイスをもらっている方と一緒に考えていくということだと思います。最終的には、財務報告の信頼性を高める。しかも、それを最もローコストで、最も効果的にやるという両者の兼ね合いをとりながら、具体的なやり方を考えていくということでありませう。

重厚長大型の基幹産業、大企業と、新興企業、規模の小さい企業あるいはソフトなものが主体の会社では、やり方がかなり違うと思えます。そう

いうこともありまして、それぞれの営業形態というんでしょうか、事業形態あるいは規模に応じたやり方を考えていくことが必要だと思いついて、そういう意味でも、エンフォースメント中心ではなくて、指導中心の対応をしていきたい、こういうふうに思っております。

「参考」では、今申し上げたことについて幾つか体系的な参考資料を入れてございます。お時間があるときにごらんいただければと思います。

三、金融商品取引法の改正案等

(1) 今回の改正案の趣旨

話は変わりました、資料③、現在国会に提案中の新しい金融商品取引法の改正案を御説明したいと思えます。

昨年の九月末に新しい金融商品取引法を施行し

たばかりで、改正するとは何事だというふうに見えるかもしれませんが、御容赦いただきたいと思えます。今、証券会社の方等が販売で苦勞しておられる点についての大きな改正はございません。むしろ日本の金融市場、資本市場の競争力を強化するためにどういうことができるかという観点、それから、前回、課徴金は金融商品取引法の大改正のときに積み残しになっていましたので、その仕上げといったものが内容になっていきます。

競争力強化の観点から見ても、実は金融商品取引法の大改正というのは、いわばそのベースでございまして、できるだけ業の規制を横断化するというのは、新しいタイプの商売あるいは外国の方の日本への参入の障壁を低くするためにもどうしても必要なものだという意識がありまして、制度上は新しいファンドをかなり自由につくれるようになっていきます。投資信託も運用業も一本になっ

ていますし、それから、いずれも登録制度になっていまして、認可制度でなくなったりしていません。

幾つか外国人だけの投資家、狭い範囲で適用除外を設けたり届出型のファンド運用業、そういった制度もつくっています。コンプライアンスの関係で、若干負担が重いという、シンガポールなんかで三人、四人でつくっている運用ファンドが日本に出てくるときどうかみたいな話もあります。が、ファイナンチューニングは依然として引き続き必要かもしれませんけれども、金融商品取引法の大意というんでしょうか、フレームワークというのが、実は新しい形の商売をしていた上で必要だという問題意識がありました。

それをさらに、今回応用範囲を少し考えてみたという部分が幾つかございます。目次の次のページには、競争力強化プラン、これは法律事項では

ないこともたくさん掲げられていますが、そのうち四角に囲っている部分が法律改正を要することになってございまして、今回その点についての改正案を出しているわけです。

(2) プロ向け市場の枠組みの整備

まず第一点、プロ向け市場というのがございます。これが企業開示なり会計基準に若干かわるところでございしますので、ここは少し説明させていただきます。

現在、公募しようとしていたり、上場しますと、金融商品取引法の第二章の規定に従って、有価証券届出書や有価証券報告書といったものを財務局に提出していただく必要があります。公衆縦覧されてディスクロージャーされるわけでありまして。

このプロ向け市場というのは、金商法で新しくできました特定投資家に限定されて流通する場合

には、公衆縦覧型の法定開示制度の適用対象外、免除するということが柱になっています。似たような制度で、今、プロ私募という制度がありまして、適格機関投資家だけに譲渡される。譲渡制限がかかったものにつきましては、法定開示が免除されるという仕組みがあります。法的な仕組みはそれをちよつと応用したんですが、ここはアメリカの私募市場の実態、それから、EUでの新しい透明性指令などを見まして、少し現代的な姿にしております。

どういふことかといいますと、アメリカでは、公募と私募で、どのぐらい開示内容に差があるかというのを拾ってみますと、実は余り差がありません。ある意味、開示内容、相手方に対して出す情報量というのは、公募も私募も余り変わりはないわけです。何が違うかというところ、SECに届け出て、SECの審査官に開示内容をチェックして

もらうか、それをしないかという違いであります。

例えば、最近問題になっていますサブプライムローンを組み込んだ証券化商品についての開示というのは、日本とアメリカで売られているものかなり内容が違います。アメリカで売られているものをごらんいただいた方もおられると思います。トレーサビリティが非常に高く、私募であるにもかかわらず、かなり詳細なデータがとれるケースが非常に多い。

日本の場合には、バーゼル2が適用になっている部分については、ルックスルーの規定があつて、情報提供なり情報アクセスができるものが結構ふえてきていますが、日本ですと、私募になった途端に、情報にアクセスしようと思つてもできないファンダが多々あります。

アメリカのローヤーに聞いてみますと、10b5

が最終的なバックドロップになって、ファンドのトレーサビリティを保持しておかないと耐えられない。こういうことでありまして、日本では、民事の裁判でも一五七条を個別ケースに適用されていくケースが少のうございませし、公的なエンフォースメントでもさほど容易ではない事情があります。

片やEUの透明性指令、上場しようと上場してなくても、開示がある程度以上要求されているという新しい世界的な開示の状況があります。そうしますと、日本でこのプロ市場をつくる際に、確かに特定投資家ですので、手取り足取りということとは必要ないんだと思うんですが、開示がなされる仕組みにしておく必要がある。特定投資家には、適格機関投資家ほどには、情報を要求するほどのバーゲニングパワーが投資家サイドにはないであろう。あるいは仮に虚偽があった場合に、そ

の虚偽に対しては、特定投資家といえども、別に融資している銀行ではないので、資金の出入りがわかるわけでもないもので、虚偽があったら、さすがにどうにもならないんじゃないか。金融審議会の第一部会でこの制度を議論した際に、こういう議論が強く出されております。

大変ごもつともな議論でございまして、そうすると、10b5にかわるものとして、実効的であり、かつできるだけ負担にならない、簡素な制度が必要だということで考えましたのが、この紙にあるような制度です。

どういふことかといいますと、法定開示制度は完全に免除しまして、簡素な情報提供または公表の制度を新設するということです。といつても、別に何か報告書を出せとかいうことではありません。プロ向け市場に玉を出す。簡単に言いますと、新興企業とか海外の企業で、日本の特定市

場、プロ向け市場に上場する、あるいはその人たち向けに準公募というんではどうか、私募というんでしょいか、特定投資家向けだけの半私募みたいなもの、そういうのを行う。こういう場合には、一定の情報は出してください。ただし、こういう情報を出すべきかというのは、法律上は義務づけません。

提供すべき情報としては財務諸表や発行する株式の内容ぐらいは出してください。どういう内容のものかというのは、プロ向け市場を開設する市場開設者が自由に定められます。

例えば会計基準も日本の会計基準でなくいいということでありますと、国際会計基準を使おうとか、言語も英語でいいとか、日本語が一切ない開示でいいとか、監査証明も、普通の日本の公募ですと、日本の監査法人で日本の監査基準に従った監査証明が必要ですけども、それも例えばほ

かの国の監査法人の、ほかの国の監査基準でつくられた監査証明でもいいとか、非常にフレキシブルなものにしようということでございまして、そこは法定しない。但し虚偽があったらペナルティの対象になる。こういう自由な制度にしたいということでもあります。

上の「発行時」と「プロ向け銘柄該当後」とありますが、上の「発行時」というのは、今の法定開示で言うと、有価証券届出書に相当するものであります。発行するときに何か財務諸表を出す。下の「プロ向け銘柄該当後」というのは、プロ向け市場に上場しますと、有価証券報告書に該当するようなもの、あるいは、むしろ取引所のディスクロージャーなりに該当するものかもしれません。そういうものを出してください。これももちろん英語だけでいいとか、あるいは国際会計基準でつくったものでいいとか、そういうのを取

引所が自由につくれる。こういうことであります。

要件は、右にありますように、一般投資家に自由に転売できないということがポイントでありまして、そのかわり特定投資家に個人もなれます。それから、外国投資家は特定投資家でなくても入れます。こういうふうを考えていますので、かなり広いものが入り得るということであります。EUでいいますと、中間層の投資家がすべて入ってくるということではないかと思えます。

(3) 自主規制業務の一部を自主規制法人以外へ

委託することを容認

三ページ（本文末の資料③のページ）を示す。以下この章において同じ）は、これは開示というよりはむしろ取引所制度ですので、ごく簡単に飛ばしていきたいと思えますが、ここは日本の取引所

と外国の取引所が合併で日本に取引所をつくれるようにしようというものです。

その際、プロ向け市場をPTSだけで行うというのは当面は考えていません。何らかの取引所市場ということがあります。もちろん将来的にはいろんなパターンがあるかもしれませんが、とりあえず会計基準も、あるいはいろんな取引ルールなども、何も法定化しませんので、当面は取引所として自主規制権能を持ったところにやっていただきたいという趣旨であります。

二つ目のブロック以下は、ちよつと開示と離れますので、それぞれ一言だけでさらつと行きたいと思えます。

(4) ETF（上場投資信託）の多様化

ETF、これは金とか小豆とか大豆とか石油と

かのETFをつくらうと思いますと、法改正が必要ですので、法改正を盛り込んでいます。

(5) 金融商品取引所における排出量取引の取扱い

それから、取引所本体で排出権取引ができるようにするというのが、六ページでございます。

(6) 銀行・証券・保険会社間のファイアー

ウォール規制の見直し

七ページは、これは私は直接担当してないんですが、皆さんちよつと関心があるかもしれないです。ファイアーウォール規制の緩和をしています。同じ金融グループで、銀行と証券がある場合、役職員の兼職禁止というのが法律に書かれています、それを撤廃します。

情報の流通も緩和します。個人情報のうち、個人顧客の情報は今までどおりなんですが、法人顧

客の場合については、あらかじめ同意をとらないと流通できないのではなくて、嫌ですと言える、こういう制度にします。

(7) 利益相反管理体制の整備

それだけですと、利益相反行為が行われるリスクがありますので、八ページにあるように、利益相反体制を形式的なものから実質的なものに変える。こういう改正をしています。今までは、兼職禁止と情報流通を形式的に遮断すればいいということ、実質的なところは余り法律に書いてなかったわけですが、今後は実質的に確保されなければいけません。

例えば一番よく問題になりますのは、証券業務と銀行業務の利益相反でございます、そういうのがある場合には、それぞれいろんなレベルがありますが、最悪の場合には片方の取引をやめる、

引き受け自体をその案件ではやめていただくということを、それなりの金融グループの社内規則として整備していただいて、それをエンフォースしていただく必要があるということでありませう。逆に言うると、そこに対しては法的な義務がかかってますので、普通のビジネスジャッジメントで利益相反が起きているものをそのまま続けると、この実質的な利益相反管理体制の整備違反ということになるということでもあります。

(8) 銀行兄弟会社の業務範囲の見直し、その他

次の九ページ、これは銀行の話ですが、銀行の兄弟会社の業務範囲は、子会社の業務範囲と少しずれるという意味で、商品の現物取引の取り扱いの拡大。それから、金融商品取引業者や証券会社については、先般の九月末の施行のもので既に明示的に排出権取引が拡大していますが、今回、銀

行・保険についても手当てをしています。

次のページは、マーチャントバンキング業務を非常に小規模、限定的な範囲で少しできるようにしようということでもあります。

一二ページはテクニカルなのですが、これは銀行法上のつくりの問題で、本来提供できる外国銀行の日本の東京支店で、外国の本店が扱っている商品がお客さんからアクセスできない。こういうのを代理媒介という法形式で位置づけて禁止の解除をするという話であります。

一三ページ、今のマル・バツ表という形で総括しています。

(9) 課徴金関係

① インサイダー取引、相場操縦等に対する課徴金の見直し

課徴金、これは開示関係がありますので、開示

のところを少し丁寧に説明します。

最初のインサイダー、相場操縦などは計算方法の見直しでありまして、これまでの実績を踏まえ、実際に不正で得た利得よりかなり少ない課徴金になっているようで、見直したということがあります。計算式は、インサイダーですと、インサイダー取引後二週間、相場操縦ですと、それから一カ月間の最高の相場の金額を使って計算するということでもあります。

②発行開示書類、継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金の見直し

開示関係ですと、一六ページでございまして、発行開示書類と継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金の見直しであります。これも最近、発行開示ですとインサイダーと一緒に、それから、その翌年に継続開示の課徴金の制度を導入しました。

これはかなり保守的に課徴金額を法定化してまして、発行開示の場合ですと、粉飾があったとすると、どのぐらい調達する資金調達コストが変わるかというのを、インサイダー取引に列挙されている重要事実が決算時に公表されたときに、どのぐらい株価が動くか。こういうものから、しかもそれをちよつとかために少な目に見積もって、平均的に、株ですと、重要事実が出ると二%程度、社債ですと一%程度資金調達コストがふえるというか、減るというか、変化する。こういうのを使いまして、発行額に対して、一%、二%というのを課徴金金額で明示しています。

というのは、少なくともそのぐらいの金額は、発行体が粉飾をすることによって不当な利益を得ているということでありまして、実際にはもうちよつと大きいというか、それはかなり過小評価じゃないかというのが、実際にエンフォースして

みるとわかってきまして、今回新しいデータ、直近のデータを使いまして、ここに書いてありますようなそういう計算方法で見直して、それぞれ引き上げをしています。発行開示で言いますと、今、株の場合ですと二%だったものを四・五%ということに、二倍強引き上げています。継続開示のものは時価総額に対してでございますけれども、一〇万分の三というのを六に、約倍に引き上げています。

もう一つ、今度は開示関係で、不提出罪というのは刑事罰があっても課徴金がなかったわけでございます。今回、開示関係の書類、不提出のものについて課徴金の対象に含めました。課徴金の適用対象範囲が広がったということでございます。したがって、不提出についても課徴金がかかるということでございます。

③公開買付制度・大量保有報告制度に係る課徴金の導入

次の一七ページにある公開買付け、大量保有報告の虚偽記載、不提出、それぞれについて課徴金の対象に入りました。今まで見てますと、公開買付けのビットが、そのときの時価の大体二割から五割ぐらいプレミアムをつけているというのが多くのケースでございまして、仮にこのTOBをやらないとすると、それだけ安く買えるということになるので、少なくともそのぐらいの不正な利益というんでしょうか、安く買ったという不正利益があるだろうということであります。

大量保有報告も同じような考え方で、一〇万分の一というのを法定しております。今まで私が、そうは言っても不正な利益があるだろうと、こういうことで申し上げてきましたが、念のために申し上げますと、この課徴金というのは、不正な利

益を吐き出させるための制度、ディスゴージメントの制度ではございません。いわば広い意味のペナルティでありまして、ペナルティといっても、行政ですので、違反行為を抑止するという意味でのペナルティであります。

したがいまして、金額計算は本当は高くてもいいという考え方もあるんですが、なぜ不正利得を基準にしたかという点、余り高過ぎる課徴金にならないように、あるいは恣意的な課徴金額になつてないようにするための一つのベンチマークとして不正利得を使っている。

もう一つは、少なくとも不正利得よりは多くなきゃいけないという発想だ。ただし、余り大き過ぎてもいけないので、少し上回るぐらいがいいのではないか。こういう発想でできているというふうに考えていただければと思います。

その課徴金額の見直しの全体の一覧が一九ペー

ジ、それから金額以外の話が二〇ページに掲げてございます。

(10) E D I N E T 運用改善に関する論点整理の

ポイント

開示関係で、実務上一つ大事な点がございまして、二一ページをごらんいただきたいと思えます。

もしかして新聞をごらんになって、御記憶にある方もいらっしゃるかもしれませんが、一月二五日に大量保有報告制度を使いまして、トヨタであるとかフジテレビであるとか、大きな六社の株式を五一%取得したという大量保有報告が出されました。その中にN T T も入っています、実際にあり得ない数字であったということで、直ちにその日のうちに調査をいたしましたして、私どもとしては虚偽の可能性が高いという心証を得まして、土

日の間に聴聞手続を経て、訂正命令の行政処分をいたしました。

これはどういうことかといえますと、大量保有報告は、自分がこれだけの株を買ったという時点で、自分の保有株式の保有割合が5%超になった時点から五営業日以内に大量保有報告を出さなければいけないという義務があります。

例えば継続開示書類、財務諸表ですと、取締役会で財務諸表を決議して、監査法人の監査を受けて総会に提出するとか、いろんな手続があるのので、そうそうめちやくちなものは出せないわけですが、大量保有報告というのは、本人が、自分が株を取得したと思えば出さなきゃいけないということでありまして、この人は持っていないのを持っていると、誤認したのか、思い込んでのとか、虚偽の報告をしたという事案であります。

現状はEDINETで報告することが義務づけ

られています。まずEDINETにアクセスするわけです。アクセスするためのいろんなパスワードみたいなものを財務局からもらって、大量保有報告書というものを電子的に提出するわけがあります。

これはどうしてかといえますと、二年前の大量保有報告の制度の改正に伴いまして、非常に提出頻度が上がっている。したがって、提出者の立場からは五営業日よりも早く、短くして出すのは、非常に難しいということ。逆に大量保有報告を見る側からしてみると、できるだけ早く見たいということから、投資家・提出者双方の要請ギリギリの調和点ということで五営業日というのが設定されています。

年間大体二万数千件出てくるものを、行政機関が日々毎日審査をしていますと、いつまでたっても画面に出てこないということだとマーケットは

困るし、このために提出期限が早まると対応できないということ、事後的にも早く対処する。現状の投資家あるいは作成者側の事情を踏まえて何か改善できないか、こういうのがここでの改善の趣旨であります。

細かいことは省略いたしますが、実際には電子の問題があるようなものをピックアップしまして、担当者が気をつけて見るということをするんですが、もし虚偽の可能性が高いものがあれば、これはそういうことで調査中ですよという表示をE D I N E Tに出させていただく可能性がありません。

それから、今提出しています金融商品取引法の改正案の中に、行政として訂正命令を発することによって、これは虚偽だという心証を固めているものについては、そういうものとすというのを、ページに合わせて表示する。あるいは報告書全体

を掲示しておくのには公益上有害だという場合には、ごくごく例外的に、そもそも公衆縦覧から落としてしまうということができるとな規定も盛り込んでおります。

(11) 違反行為の禁止・停止の申立て

それから、最後に一言。二二ページ。監視委員会に、アメリカのSECが持っているのと同じような準司法権能を持たせるような改正を盛り込んでおります。監視委員会がじかに違法行為を発見した場合に、裁判所にその差しとめ禁止を申し立てる権能でございまして、これはSECができました。一九三四年法の最初からアメリカ法にはある規定です。

昭和二三年に、最初に証券取引法をGHQの占領下でつくったときに入った規定でございまして、日本ではそういう裁判をやったことがないも

のですから、だれも使ったことがなかったわけですが、今回監視委員会にその権限を与える。そういう規定を盛り込んでいまして、これからの課題ということになります。そういったことを一言つけ加えたいと思います。開示と直接関係ないかもしれませんが、開示のところで使われるかもしれません、一言付言させていただきます。

ということ、もしかすると時間がオーバーしているかもしれません。長い時間、大変ありがとうございました。

以上でございます。

高橋理事長 どうもありがとうございました。かなり広範に、開示をめぐるいろんな問題、当面の問題を、大変丁寧にわかりやすく解説をいただいたかと思えます。

御質問、御意見等ありましたら、ちょっとお時

間をいただきましてお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

質問者 内部統制関係に携わっている者です。先ほど御説明いただいた「一一の誤解」について、金融庁のほうからはこういうふうに出されました。しかし、私どもの会社に入っているコンサル会社の方から、あの「一一の誤解」というのは一般事業会社向けに出されたものであって、金融機関というのとは厳しく求められる。そのような話を受けて大変困惑しています。そこら辺のところというのは、我々どういうふうにかえたらいいかと思ひまして、ちょっと質問というか、お願いいたします。

三井 金融商品取引法上は、銀行・保険会社、証券会社、金融機関といえども全く同じです。したがって、差別してない、区別してませんので、その意味では、このものは事業会社だけではなく

て、銀行・保険、証券会社にも当てはまりません。

但し、銀行の検査マニュアルとの関係で別の規定があれば、それはそれで別のものがある。しかし金融商品取引法上は同じです。

高橋理事長 よろしゅうございますか。——ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

それでは、時間も過ぎておりますので、この辺で閉会にしたいと思います。

今日は、大変お忙しいところありがとうございます。
ありがとうございました。

三井 どうもありがとうございました。(拍手)

(みつい ひでのり・金融庁総務企画局企業開示課長)

(本稿は、平成二〇年四月二日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

三井 秀範 氏

略 歴

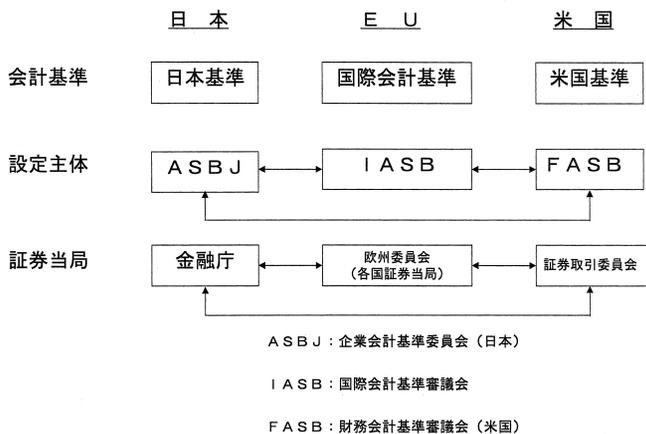
昭和58年4月	大蔵省入省
昭和63年4月～2年3月	人事院国内研究員(司法修習)
平成3年7月～11年6月	大蔵省課長補佐(大臣官房、証券局、主税局)
平成11年6月～13年7月	米スタンフォード大(ロースクール卒業 法学修士)
平成13年7月～	金融庁監督局総務課監督企画官
平成14年1月～	金融庁総務企画局総務課管理室長
平成15年7月～	〃 企画課調査室長 兼 法務室長
平成16年7月～	〃 信用制度参事官
平成17年8月～	〃 市場課長
平成19年7月～	〃 企業開示課長(現職)

資料①

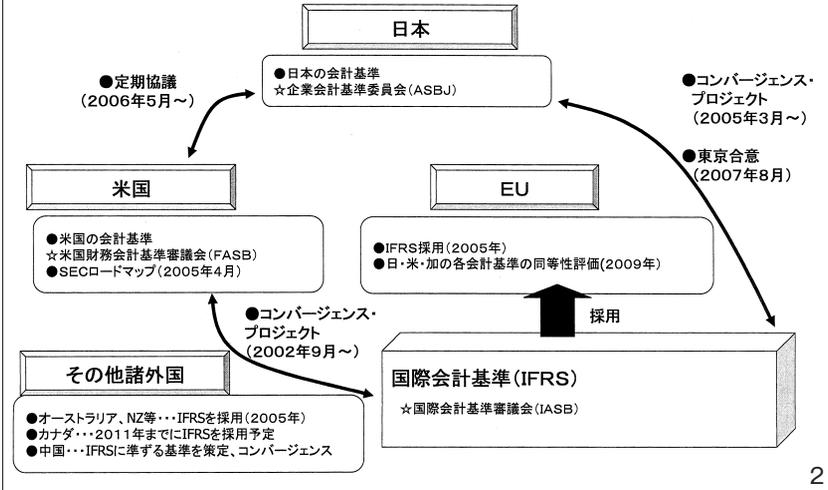
会計基準の国際的なコンバージェンス

平成20年4月2日

会計基準に関する主要市場の状況



会計基準を巡る各国の動向



2

会計基準を巡る主な出来事

年	米国 (FASB・SEC) の動き	EU (IASB・EC) の動き	日本 (ASBJ・金融庁) の動き
2001		4月 IASB発足	7月 ASBJ創設
2002	10月 FASBとIASBがノーワーク合意を公表		
2003		7月 目録見書指令採択	
2004		12月 透明性指令採択	
2005	4月 「ロードマップ」公表	1月 域内企業にIFRSの使用を義務化 7月 CESRIによる同等性に関する「技術的助言」を公表	1月 ASBJとIASBがコンバージェンスについて合意
2006	2月 FASBとIASBがMOUを締結	4月 EICが同等性評価の2年延期提案 12月 同等性評価の2年延期決定	7月 企業会計審議会企画調整部会が意見書を公表 10月 ASBJが工程表を公表 11月 金融庁と欧州委員会がモニタリング会合を開始
2007	8月 SECが米国企業にIFRSを認めるか否かに関する論点整理コンセプトリリースを公表 11月 SECが外国企業にIFRSを数値調整措置なしで受け入れる規則改訂を採択 (12月に規則公表)	1月 域内企業に対する米国基準使用を認める経過措置を廃止 7月 欧州委員会が同等性評価に関する第一次報告書を公表 12月 欧州委員会が同等性評価に関するメカニズムを最終化	3月 第二回モニタリング会合 6月 山本大臣とマクローリー委員が面会 8月 ASBJとIASBが東京合意を公表 11月 第三回モニタリング会合
2008		4月 欧州委員会が同等性評価報告書を作成。欧州議会に提出予定 6-7月 同等性評価決定予定	3月 第四回モニタリング会合

3

EUIによる会計基準の同等性評価(概要)

- 発行開示にかかる「目論見書指令」(2003年12月)及び継続開示にかかる「透明性指令」(2004年12月)により、EU域内の規制市場に上場するEU企業について、2005年1月からIFRSの使用を義務付け。
- EU市場に上場する第三国企業についても、IFRS又はこれと「同等」の基準の使用を義務づけ。このため、欧州委員会(EC)は、これまで日米加等の会計基準に対する同等性評価の作業を実施。
- 当初2007年1月からの上記指令の適用開始を予定していたが、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、適用開始が2年間延期。このため、同等性評価は2008年7月までに行われる予定。



我が国の会計基準・資本市場の信頼性を維持するとともに、我が国企業のEU市場へのアクセスを確保する等の観点から、企業会計基準委員会(ASBJ)、経団連等の関係者と連携しつつ、金融庁も同等とされるよう、働きかけ。

4

CESRの技術的助言(2005年7月)において、 日本基準とIFRSとの「重要な差異」と指摘された26項目

1	企業結合(持分プーリング法)(IFRS3)	補充計算書
2	連結の範囲(支配の定義—適格SPE)(IAS27)	
3	在外子会社の会計方針の統一(IAS27)	
4	株式報酬・ストックオプション—費用化(IFRS2)	開示B (定量的開示)
5	企業結合・交換日(IFRS3)	
6	企業結合・取得した研究開発(IFRS3)	
7	企業結合・負ののれん(IFRS3)	
8	棚卸資産・後入先出法の使用及び低価法(IAS2)	
9	関連会社の会計方針の統一(IAS28)	
10	減損テスト—割引前将来キャッシュフロー(IAS36)	
11	開発費用の資産計上(IAS38)	
12	農業(IAS41)	
13	株式報酬・新基準で費用化の基準が開示されない場合(IFRS2)	
14	企業結合・取得原価での少数株主持分(IFRS3)	
15	企業結合・段階的取得(IFRS3)	
16	保険会計・異常危険準備金(IFRS4)	
17	工事契約・工事進行基準(IAS11)	
18	不良債権(IAS12,30)(開示が十分でない場合)	
19	資産除去債務(IAS16)	
20	従業員給付・退職給付—割引率(IAS19)	
21	外貨建ののれんの換算(IAS21)	
22	金融商品の公正価値(IAS32)	
23	減損の戻入(IAS36)	
24	廃棄費用(IAS37)	
25	投資不動産(IAS40)	
26	金融商品(IAS39)	今後の作業

5

会計基準のコンバージェンスに関する我が国の主な取組み

- 2005年3月 ASBJとIASBが会計基準の国際的なコンバージェンスを目指した共同プロジェクトを開始。
- 2005年7月 欧州証券規制当局委員会(CESR)が、同等性評価の関連で、日本基準とIFRSとの重要な差異として26項目を指摘。
- 2006年7月 企業会計審議会企画調整部会が、「会計基準のコンバージェンスに向けて」を公表。
- 2006年10月 ASBJがEUによる同等性評価等を視野に入れたプロジェクト計画表を公表。
- 2007年8月 ASBJがIASBと「東京合意」を公表。本合意で示された目標の主な内容は、以下の通り。
 - － EUの同等性評価対応部分について、原則、2008年までに差異を解消。
 - － その他の既存の差異について、2011年6月末までに解消。
 - － 残りの分野(IASB-FASB間の協議項目)について、国際的なアプローチが日本で受け入れられるよう、ASBJとIASBは緊密に作業。

6

EUによる会計基準の同等性評価の動向

- 2007年12月、欧州証券規制当局委員会(CESR)は、日米中の会計基準に関する技術的助言案を公表。
日本基準については、『2008年6月時点において、ASBJが「東京合意」において示されたスケジュールに沿った対応をしていないのでない限り、同等と評価すべき』と記載。
- 今後、以下のようなスケジュールが想定。
2008年4月……CESRの技術的助言を踏まえ、ECが報告書を議会に提出。
2008年7月……同等性評価が決定。

7

米国SECにおける国際会計基準(IFRS)を巡る最近の動向

1. 外国企業の取扱い

- 米SECは、2005年に示した「ロードマップ」に基づき、外国企業に対し、IFRSの使用を数値調整措置なしに認める旨の最終規則を昨年12月21日に公表した。
- 本改訂は、2008年3月4日より有効となり、2007年11月15日以降終了する会計年度より適用される。

2. 米国企業の取扱い

- 米SECは、2007年8月7日、米国企業に対しても、IFRSの使用を認めるか否かに関する協議資料（コンセプト・リリース）を公表した。（コメント期限は2007年11月13日）
- なお、コンセプト・リリースとは、具体的な規則改正等へのコメントを求めるものではなく、あくまでも中立的に論点を整理し、質問形式で市中からの意見を求めるものである。

8

IFRSの世界的広がりとIASBのガバナンス強化に向けた動き

IFRSの世界的広がり

基準設定におけるガバナンスの強化の必要性

具体的には…

◆ IASC財団の評議員による取組み(2007年11月)

IASC財団の評議員は、規制当局との対話の強化、資金調達財源の広範化等に向けた取組みをしていくことを発表。

◆ 規制当局による取組み(2007年11月)

金融庁、米SEC、欧州委員会(EC)、証券監督者国際機構(IOSCO)の共同発議により、IASC財団の機能強化のため、新たに「モニタリング・ボディー」の設立を提案。

モニタリング・ボディーには、IASBの作業計画のレビュー、IASC財団の評議員選定への関与、基準設定プロセスの監督、基準設定による影響度評価の向上等に取組むことが期待。

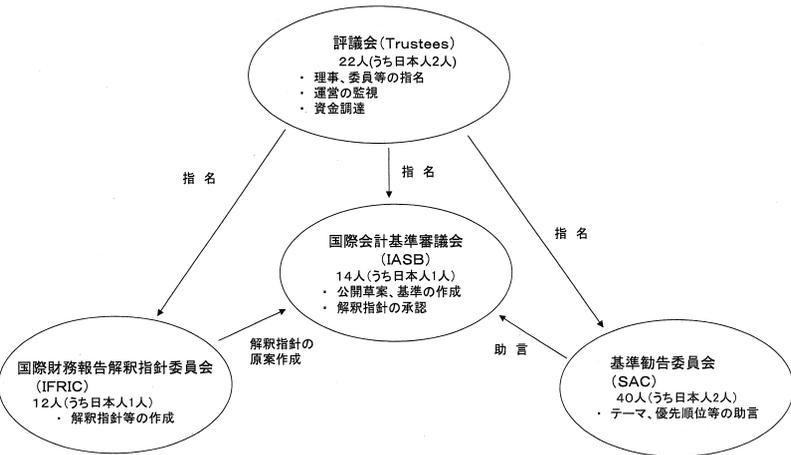
9

各国におけるIFRSを巡る動向

		上場企業に対する取扱い
EU		2005年から域内企業にIFRSを義務付け。2009年からは、域外企業に対し、IFRS又はこれと同等な基準のみ容認予定。
豪		完全なIFRSを採用済。
香港、シンガポール		ほぼ完全なIFRSを採用済。
中国		2006年2月、IFRSとほぼ整合的な38の新基準を公表。(但し、2007年12月のCESRの技術的助言案においては、『中国基準は、表面上はIFRSと同等なものとなっているが、2007年1月から適用開始となっただけであり、同等性評価については、当面、延期すべき』とされた。)
カナダ		2006年7月、2011年1月からIFRSを採用することを決定。
韓国		2007年3月、2011年からのIFRSの義務付けを決定。(2009年より任意適用)
ブラジル		2007年7月、2010年からのIFRSの義務付けを決定。
インド		2007年7月、2011年4月からIFRSを採用することを決定。
日本		2005年からASBJとIASBはコンバージェンスプロジェクトを開始。2007年8月、2011年6月までに日本基準とIFRSとの差異を解消する等を内容とする「東京合意」を公表。(2007年12月のCESRの技術的助言案において、日本基準については、『2008年6月時点において、ASBJが「東京合意」において示されたスケジュールに沿った対応をしていないのでない限り、同等と評価すべき』とされた。)
米国		FASBとIASBは、2002年に相互のコンバージェンスに関する「ノーウォーク合意」を公表。 米SECは、2005年のロードマップに基づき、外国企業に対し、IFRSの採用を数値調整措置なしで容認する改正規則を2007年12月に公表。自国企業に対して、IFRSの利用を認めるかに関する論点整理(コンセプトリリース)を2007年8月に公表。

10

国際会計基準委員会財団 (IASCF) の組織図



11

資料②

内部統制報告制度

平成20年4月2日

財務報告に係る内部統制報告制度の概要

昨今のディスクロージャーをめぐる不適切事例

→ 財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかと懸念



内部統制の整備の必要性

- ・ 米国では、企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け(約9,400社)
英国、フランス、韓国等でも、同様の制度を導入
- ・ 我が国では、16年3月期から経営者確認制度を任意で導入(三百数十社が確認書を提出)



金融商品取引法(平成18年6月7日成立) ~平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用
上場会社(約3,800社)を対象に財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け(内部統
制報告制度)

併せて、有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け(確認書制度)

- ◎ 企業会計審議会
「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価
及び監査に関する実施基準の設定について」(平成19年2月15日)
→ 内部統制の評価及び監査に係る基準並びにより詳細な実務上の指針(実施基準)の公表
- ◎ 政令・内閣府令の公布(平成19年8月)、事務ガイドライン・Q&Aの公表(平成19年10月)
- ◎ 日本公認会計士協会 内部統制監査の実務指針の公表(平成19年10月)

1



平成20年3月11日
金融庁

「内部統制報告制度に関する11の誤解」等の公表について

平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入されます内部統制報告制度は、企業等に過度のコスト負担をかけることなく、効率性と有効性のバランスをとりながら整備することを目指しています。

しかしながら、実務の現場では、一部に過度に保守的な対応が行われているとも言われております。金融庁では、そうした指摘も踏まえ「内部統制報告制度に関する11の誤解」を公表し、改めて制度の意図を説明することといたしました。

また、併せて、内部統制報告制度の円滑な実施に向けた行政の対応を公表することとしました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総務企画局企業開示課（3680、3656）

- （別紙1）内部統制報告制度に関する11の誤解
- （別紙2）内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応

2

別紙 1

内部統制報告制度に関する11の誤解

3

1. 米国SOX法と同じか

誤解 米国の企業改革法(SOX法)のような制度が導入される。



実際 米国におけるSOX法に対する批判を踏まえて、制度を設計。

(具体例)

- トップダウン型のリスク・アプローチ
重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で内部統制を整備・評価(評価する範囲の絞込みに工夫)。
- 内部統制の不備の区分の簡素化
内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つに簡素化(米国では3つに区分)。

※ この他にも、負担軽減のために、次頁以下の配慮

4

2. 特別な文書化が必要か

誤解 フローチャートの作成など、内部統制のため新たに特別な文書化等を行わなければならない。



実際 企業の作成・使用している記録等を適宜、利用。

(具体例)

- 内部統制の記録
フローチャート、業務記述書などの作成は必ずしも求めておらず、企業の作成・使用している記録等を利用し、必要に応じて補足を行うことで可。
- 記録の保存
すべてを文書として保存するのではなく、適切な範囲・方法(磁気媒体など)により保存すれば可。

5

3. すべての業務に内部統制が必要か

誤解 どんなに小さな業務(プロセス)でも内部統制を整備・評価しなければならない。



実際 全社的な内部統制が最重要であり、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、重要な虚偽記載につながるリスクを勘案し、業務(プロセス)を評価する範囲の絞り込みが可能。

(具体例)

- 評価対象となる業務の絞り込み
売上等の3分の2に達するまでの事業拠点における3つの勘定科目(売上、売掛金、棚卸資産)に係る業務に絞り込み。
- 重要性の僅少な業務の除外
さらに、評価対象となった業務のうち重要性の僅少(ケース・バイ・ケースではあるが、例えば5%)なものがあれば除外可。

6

4. 中小企業でも大がかりな対応が必要か

誤解 米国では、中小企業に配慮する動きがあるが、日本では、中小企業も大企業と同様の内部統制の仕組みが必要である。



実際 上場会社のみが対象、かつ、企業の規模・特性などの中小企業の実態を踏まえた簡素な仕組みを正面から容認。

(具体例)

- 職務分掌に代わる代替的な統制
マンパワーが不足している場合などには、経営者や他の部署の者が適切にモニタリングを実施することで可。
- 企業外部の専門家の利用
モニタリング作業の一部を社外の専門家を利用して実施することが可能。

7

5. 問題があると罰則等の対象になるのか

誤解

内部統制報告書の評価結果に問題がある場合、上場廃止になったり、罰則の対象となる。



実際

内部統制に問題(重要な欠陥)があっても、それだけでは、上場廃止や金融商品取引法違反(罰則)の対象にはならない。

(具体例)

- 「重要な欠陥」は上場廃止事由とはならない(東証・上場制度総合整備プログラム2007)。
- 「重要な欠陥」があっても、それだけでは、金融商品取引法違反とはならず、罰則の対象にもならない(罰則の対象となるのは、内部統制報告書の重要な事項について虚偽の記載をした場合(金融商品取引法197条の2)。)。

8

6. 監査人等の指摘には必ず従うべきか

誤解

内部統制の整備・評価は、監査法人やコンサルティング会社の言うとおりに行わなくてはならない。



実際

自社のリスクを最も把握している経営者が、主体的に判断。

(具体例)

- 監査人の適切な指摘
監査人の指摘は、内部統制の構築等に係る作業や決定が、あくまで企業・経営者によって行われるとの前提の下で、適切な範囲で行われる必要。
- 監査人等の開発したマニュアル、システム
監査法人やコンサルティング会社の開発したマニュアル(内部統制ツールなど)、システムを使用しなければならないということはない。

9

7. 監査コストは倍増するのか

誤解 財務諸表監査に加え、新たに内部統制監査を受けるため、監査コストは倍増する。



実際 内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が一体となって効率的・効果的に実施。

(具体例)

- 監査計画の一体的作成
財務諸表監査と内部統制監査の監査計画を一体的に作成。
- 監査証拠の利用
それぞれの監査で得られた監査証拠は相互に利用。

10

8. 非上場の取引先も内部統制の整備が必要か

誤解 上場会社と取引すると、非上場会社でも、内部統制を整備・評価しなければならない。



実際 上場会社と取引があることをもって、内部統制の整備等を求められることはない。

(具体例)

- 取引先(委託業務の委託先を除く)
上場会社の仕入先や得意先などの取引先(非上場会社)には、内部統制の整備・評価は求めている(これまでどおりの納品書、請求書等の作成等で可)。
- 上場会社の業務の委託先
委託業務の委託先であっても、重要な業務(プロセス)となっていない場合には、評価の対象とはならない。

11

9. プロジェクトチーム等がないと問題か

誤解 内部統制報告制度に対応するためのプロジェクトチームがない場合や専門の担当者がいない場合は、問題(重要な欠陥)である。



実際 内部統制報告制度への対応については、既設の部署等を活用可。必ずしもプロジェクトチームや専門の担当者を置くことは不要。

(具体例)

- 既設の部署の活用
経理部や内部監査部など既設の部署を活用。
- 企業外部の専門家の利用
内部統制の評価作業等の一部を社外の専門家を利用して実施。

12

10. 適用日までに準備を完了する必要があるのか

誤解 平成20年4月から内部統制報告制度が適用されるので、もう間に合わない。



実際 内部統制はプロセスであり、問題点があれば、その都度、是正していくことが重要。

(具体例)

- 報告書の提出期限
最も早く報告書を提出する3月決算の会社でも、平成21年3月末の状況を平成21年6月末までに報告。
- 問題点(重要な欠陥)への対応
期末日までに問題点が是正されていれば内部統制は有効。
そうでなくても、期末日後の是正措置や是正に向けての方針等を報告書に記載することが可能。

13

11. 期末のシステム変更等は延期が必要か

誤解

内部統制の評価のために、期末に予定していたシステム変更や合併等の再編を延期しなければならない。



実際

予定を変更せず、そのまま実施しても、内部統制は有効。

(具体例)

- 期間内に十分な評価手続を実施できないとしても、経営者は「やむを得ない事情」によるものとし、評価範囲から除外して、内部統制の評価が可能。
- この場合、監査人は「無限定適正意見」を表明可能。

14

内部統制報告制度の円滑な実施に向けた対応

別紙2

本年4月からの制度の円滑な導入に向け、適正なディスクロージャーを確保するという制度の実効性を確保しつつ、効率的・効果的な制度の実施を図る。

○ 準備状況の的確な把握

- 準備状況のヒアリング
 - 会社・監査人に対し、ヒアリング等を行い、準備段階における疑問点や問題点を把握



○ 基準等の内容の一層の明確化

- 追加Q&Aの公表
 - ヒアリングの結果等を踏まえ、「内部統制報告制度Q & A」を追加公表
- 相談・照会窓口の設置
 - 日本経団連、日本公認会計士協会、金融庁の間で共同の相談・照会窓口を設置し、会社や監査人からの相談・照会に対応
- 制度導入後のレビュー
 - 制度導入後、適時にレビューを行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、評価・監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討(金融・資本市場競争力強化プラン)

○ 指導中心の対応

- 内部統制報告制度の導入にあたっては、過度に保守的な対応にならないよう、制度の円滑な実施を図るという観点から 指導中心の行政対応

15

参 考

16

内部統制の目的

- 業務の有効性及び効率性
- 財務報告の信頼性
- 事業活動に関わる法令等の遵守
- 資産の保全



金融商品取引法

会社法

17

評価・監査のコスト負担が過大とならないための方策

先行して制度が導入された米国における状況等を検証し・・・

1. トップダウン型のリスク・アプローチ

全社的な内部統制の評価を踏まえて、重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係る内部統制を評価

〔注〕実施基準では、業務プロセスの絞り込みの指針を提示

2. 内部統制の不備の区分

内部統制の不備を「重要な欠陥」と「不備」の2つの区分に簡素化（米国では3つ（「重大な欠陥」、「重大な不備」、「軽微な不備」）に区分）

〔注〕実施基準では、「重要な欠陥」の判断基準を提示

3. ダイレクト・レポーティング（直接報告業務）の不採用

監査人は、経営者が実施した内部統制の評価について監査を実施

4. 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施。

〔注〕実施基準では、監査計画を一体的に策定し、監査証拠は双方で利用することを説明

5. 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成

内部統制監査報告書は、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則

6. 監査人と監査役・内部監査人との連携

監査人は、監査役などと適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を利用

18

実施基準のポイント

実施基準のポイント	(参考) 米国の状況
<p>○ 財務報告に係る内部統制の構築・評価・監査に係る基準を統合的に整備</p> <p>(評価基準)</p> <p>○ 評価範囲の絞り込みに工夫</p> <p>イ、売上高等の概ね2/3程度をカバーする事業拠点の3勘定科目（売上、売掛金、棚卸資産）をベース</p> <p>＋ 重要な業務プロセスを個別に追加</p> <p>ロ、評価範囲に係る経営者と監査人の協議プロセスを明示</p> <p>(監査基準)</p> <p>○ 内部統制監査は、原則、財務諸表監査と同一の監査人が実施。監査計画は財務諸表監査と一体に策定。監査証拠は相互に利用可能。</p> <p>○ ダイレクト・レポーティングは不採用。ただし、監査人は、監査に当たって、自ら十分な監査証拠を収集。</p>	<p>○ 米国には、これまで評価に係る基準は存在していなかった（2007年5月にSECが評価の指針を作成）。</p> <p>○ 米国の実務では、当初、例えば、90-95%の事業拠点において、90-95%の勘定科目について業務プロセスの評価を行う結果となっていたとの指摘。SECは、現時点において、トップ・ダウン型のリスク・アプローチを強調。</p> <p>○ 米国では、同一事務所による実施が求められるのみで、同一監査チームによる実施までは求められていない。</p> <p>○ 米国では、これまでダイレクト・レポーティングを併用（2007年5月の改正により、ダイレクト・レポーティングのみを採用）。</p>

19

評価範囲の決定方法

1. 売上高の3分の2程度に達するまでの拠点を重要な事業拠点として選定



2. 重要な事業拠点の売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスは評価対象

- ・売上
- ・売掛金
- ・棚卸資産

3. 重要性の大きい業務プロセスを評価対象に追加

- ・リスクが大きい取引
- ・見積りや予測を伴う勘定科目
- ・例外的、非定型・不規則な取引 など

内部統制報告制度に関する Q & A

< 目次 >

- (問1) 内部統制の評価計画の策定や期中での重要な欠陥の判定等のために、重要性の判断基準等を予め定めることが考えられるが、その際の数値基準（例えば、連結税引前利益について、概ねその5%程度）の適用については、前期決算数値や期末予想数値をベースにしてもよいか。…………… 1
- (問2) 重要な欠陥の判断基準としての金額的な重要性の判断基準は、連結税引前利益を用いなくてはならないのか。また、例年と比較して連結税引前利益の金額が著しく小さくなったような場合でも、（連結税引前利益の）5%でなければならないのか。…………… 1
- (問3) 「全社的な内部統制については、原則として、すべての事業拠点について評価する。ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。」（実施基準Ⅱ 2（2））とあるが、「僅少である事業拠点」は、具体的には、どのように判断すると考えられるか。例えば、売上高で 95%に入らないような連結子会社は僅少としてはずして良いか。…………… 2
- (問4) 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の絞り込みに際して、実施基準では、重要な事業拠点の選定の指標として売上高等を例示し、当該重要な拠点における業務プロセスの識別においては、一般的な事業会社の場合、例えば、重要な拠点の3つの勘定科目（売上、売掛金、棚卸資産）に至る業務プロセスを、原則として評価対象とするとするが、すべての業種・企業において、この売上高及び売上、売掛金、棚卸資産の3勘定を必ず使用しなければいけないのか。例えば、銀行等の場合はどうか。2
- (問5) 実施基準において、「関連会社については、連結ベースの売上高に関連会社の売上高が含まれておらず、当該関連会社の売上高等をそのまま一定割合の算出に当てはめることはできないことから、別途、各関連会社が有する財務諸表に対する影響の重要性を勘案して評価対象を決定する。」（実施基準Ⅱ 2（2）①（注3））とあるが、例えば、関連会社の利益に持分割合をかけたものと連結税引前利益とを比較する方法のほか、関連会社の売上高に持分割合を掛けたものと連結ベースの売上高とを比較する方法を採用することで問題はないか。…………… 3

(問6) 評価範囲の決定に際して、米国では、重要な事業拠点を選定した上で、各「重要な勘定科目」について、当該重要な事業拠点における金額を合算した合計額が、連結ベースの当該科目の金額の一定割合（例えば、概ね2/3）に達しないような場合には、当該一定割合に達するまで、各「重要な勘定科目」ごとに、その他の事業拠点における業務プロセスを評価対象に追加するといった実務が行われたと聞かすが、我が国において同様のことを行う必要はないのか。…………… 4

(問7) 経営者が評価作業を行うに当たり、業務を執行する各部署の責任者から、所管する部署における内部統制が有効であるとする宣誓書を集めることによって、経営者評価の基礎とすることが考えられるが、どのように考えるか。…………… 4

(問8) 経営者の評価において、従来監査人が財務諸表監査において行っている部分(実地棚卸、資産評価単価の妥当性の検討など)については、監査人の検証をもって内部統制に係る評価を行ったと考えることができないか。…………… 4

(問9) 監査人の中には、従来から、財務諸表監査の過程において、監査計画策定のために自らフローチャート等を作成し、内部統制の有効性を評価しているところがある。そのような場合、監査人の中には、内部統制報告制度への対応として、フローチャート等の作成を経営者に求めるとともに、引き続き、監査人としても財務諸表監査のためのフローチャート作成を行い、そのための情報提供等を経営者に求めるものがある。これでは作業が二重になり、無駄が生じることになるのではないか。…………… 5

(問10) 実施基準では、「評価対象とする営業拠点等については、計画策定の際に、一定期間で全ての営業拠点を一巡する点に留意しつつ、無作為抽出の方法を導入するなどその効果的な選定方法について検討する」(実施基準Ⅱ3(3)④口)こととなっているが、この規定は、文字通りすべての営業拠点を数年間で一巡するように評価対象としなければならないということの意味なのか。数年間で全営業拠点を一巡する方法に代えて、重要性が僅少である営業拠点を除外した上で、評価対象とする営業拠点をサンプリングの手法を用いて選定することは許容されるのか。…………… 6

(問11) 決算・財務報告プロセスについての内部統制の評価はいつ行うことになるのか。当期の決算日以降でなければ行うことができないのではないか。…………… 6

(問12) IT統制はすべて同一のIT基盤で集中管理する必要があるか。…………… 7

- (問13) 業種、業態や業務プロセス等によっては、ITではなく手作業による統制の方が適している場合もあるのではないか。…………… 7
- (問14) ITに係る全般統制に不備がある場合には、直ちに重要な欠陥となるのか。…………… 7
- (問15) 実施基準では、「期末日直前に他企業を買収又は合併したこと、災害が発生したこと等の事由が生じたことにより、財務諸表を作成して取締役会の承認を受けるまでに通常要する期間内に本基準に準拠した評価手続を実施することが困難と認められる事情」を「やむを得ない事情」として、評価範囲の除外とすることが規定されている。ここで、期末日直前としてはどのような期間を容認しているのか。…… 8
- (問16) 内部統制監査が受けられなくなるため、期末前3か月間はシステムを凍結するなど、内部統制の変更を行ってはならないとの議論があるが、どのように考えるべきか。…………… 8
- (問17) コンサルティング会社と助言業務契約を締結し、その助言を受けて内部統制ツールを作成したいと考えているが、監査人の開発した内部統制ツールを必ず使用しなければならないのか。…………… 9
- (問18) 内部統制監査において、監査人が監査するのは基本的に経営者の評価結果であり、評価の手続についての詳細な検証は求められていないとの理解でよいか。 10
- (問19) 監査人は、内部統制監査において、経営者の評価結果を何らかの形で利用することができるのか。例えば、経営者が評価において選択したサンプル及び当該サンプルについて経営者が行った評価結果を、監査人が何らかの形で利用することは可能か。…………… 10
- (問20) 中小規模の企業について、意見書前文に「例えば、事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合に、職務分掌に代わる代替的な統制や企業外部の専門家の利用等の可能性も含め、その特性等に応じた工夫が行われるべきことは言うまでもない。」とあるが、具体的にはどういったことが考えられるのか。…………… 11

以下は、内部統制報告制度に関して寄せられた照会等に対して行った回答等のうち、先例的な価値があると認められるものを整理したものである。なお、これらの回答等は、現時点における見解を示すものであり、異なる前提条件が存在する場合、関係法令及び基準等が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意が必要である。

〔問1〕内部統制の評価計画の策定や期中での重要な欠陥の判定等のために、重要性の判断基準等を予め定めることが考えられるが、その際の数値基準（例えば、連結税引前利益について、概ねその5%程度）の適用については、前期決算数値や期末予想数値をベースにしてもよいか。

〔答〕

1. 内部統制の評価等に当たって、具体的にどのような手続をとるかについては、各企業において判断されることが適当であり、重要性の判断基準等を必ず予め設定しておかなければならないといったことではないが、経営者が、毎年度の評価作業を計画する際になどに、必要に応じて監査人と協議して、これらを設定しておくことは考えられる。
2. その際、前期決算数値や期末予想数値に基づいて、本年度の判断基準を決定し、事業年度の経過に伴って、当初の予想と実績に重要な乖離が生じたような場合には、適宜、当初の判断基準の見直しを行うといった対応は、財務諸表監査に係る実務においても一般的であり、内部統制の評価においても採用可能であると考えられる。

〔問2〕重要な欠陥の判断基準としての金額的な重要性の判断基準は、連結税引前利益を用いなくてはならないのか。また、例年と比較して連結税引前利益の金額が著しく小さくなったような場合でも、（連結税引前利益の）5%でなければならないのか。

〔答〕

1. 実施基準という連結税引前利益はあくまでも例示であり、最終的には、財務諸表監査における金額的重要性との関連等を踏まえつつ、必要に応じて監査人と協議して、適切に判断されることとなる。
2. 仮に、連結税引前利益が重要性の判断基準のベースとして適切でない場合には、連結税引前利益と他の指標とを併せて用いることや、連結税引前利益

に代えて他の指標を用いることを妨げるものではない。

3. また、例年と比較して連結税引前利益の金額が著しく小さくなったような場合には、それを勘案して、(連結税引前利益の)例えば5%ではなく、必要に応じて比率の修正を行うことや連結税引前利益において特殊要因等を除外することは、財務諸表監査などにおいてもあることと承知しており、そのような場合には、財務諸表監査における金額的重要性との関連等を踏まえつつ、必要に応じて監査人と協議して、適切に判断されることが適当である。

(問3)「全社的な内部統制については、原則として、すべての事業拠点について評価する。ただし、財務報告に対する影響の重要性が僅少である事業拠点に係るものについて、その重要性を勘案して、評価対象としないことを妨げるものではない。」(実施基準Ⅱ2(2))とあるが、「僅少である事業拠点」は、具体的には、どのように判断すると考えられるか。例えば、売上高で95%に入らないような連結子会社は僅少としてはずして良いか。

(答)

財務報告に対する当該事業拠点の影響の重要性を勘案して、経営者において、必要に応じて監査人と協議して、判断されるべきものであり、その判断基準について、一概に言うことは適切でないと考えるが、例えば、売上高で全体の95%に入らないような連結子会社は僅少なものとしてはずすといった取扱いが一般的なものであると承知している。なお、決算・財務報告プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについても同様の取扱いが考えられる。

(問4)業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の絞り込みに際して、実施基準では、重要な事業拠点の選定の指標として売上高等を例示し、当該重要な拠点における業務プロセスの識別においては、一般的な事業会社の場合、例えば、重要な拠点の3つの勘定科目(売上、売掛金、棚卸資産)に至る業務プロセスを、原則として評価対象とするとあるが、すべての業種・企業において、この売上高及び売上、売掛金、棚卸資産の3勘定を必ず使用しなければいけないのか。例えば、銀行等の場合はどうか。

(答)

1. 実施基準は、基本的に、内部統制報告制度の対象となるすべての上場企業に共通の指針となるべく作成されたものであり、個別の業種や企業を念頭に置いたものではない。「売上高」という指標及び「売上、売掛金、棚卸資産」の3勘定についても、あくまで、すべての上場企業を念頭においた例示である。
2. 個別の業種や企業の置かれた環境や事業の特性等によって、これらの指標等とあわせて、あるいはこれらの指標等に代えて、異なる指標等を用いることが適切な場合もあると考えられ、そのような場合には、経営者において、必要に応じて監査人と協議して、適切に対応されるべきである。
3. なお、銀行等の場合には、個々の業容等に応じ判断されるべきことであるが、預金・貸出業務等を中心とする多くの銀行等においては、例えば、「売上高」の代わりに「経常収益」といった指標を用いて重要な拠点を選定し、「売上、売掛金、棚卸資産」の代わりに「預金、貸出金、有価証券」の3勘定に至る業務プロセスを、原則的な評価対象とするといった対応が一般的であると承知している。

(問5) 実施基準において、「関連会社については、連結ベースの売上高に関連会社の売上高が含まれておらず、当該関連会社の売上高等をそのまま一定割合の算出に当てはめることはできないことから、別途、各関連会社が有する財務諸表に対する影響の重要性を勘案して評価対象を決定する。」(実施基準Ⅱ 2 (2) ①(注3))とあるが、例えば、関連会社の利益に持分割合をかけたものと連結税引前利益とを比較する方法のほか、関連会社の売上高に持分割合を掛けたものと連結ベースの売上高とを比較する方法を採用することで問題はないか。

(答)

実施基準に記載のとおり、評価対象とする関連会社の範囲については、財務報告に対する各関連会社の影響の重要性を勘案して、必要に応じて監査人と協議して、経営者において適切に判断されるべきものとする考えが、御指摘のような方法も一法としてあり得ると考えられる。

(問6) 評価範囲の決定に際して、米国では、重要な事業拠点を選定した上で、各「重要な勘定科目」について、当該重要な事業拠点における金額を合算した合計額が、連結ベースの当該科目の金額の一定割合(例えば、概ね2/3)に達しないような場合には、当該一定割合に達するまで、各「重要な勘定科目」ごとに、その他の事業拠点における業務プロセスを評価対象に追加するといった実務が行われたと聞かすが、我が国において同様のことを行う必要はないのか。

(答)

米国においてそのような実務が行われたことは承知しているが、実施基準では、そのような実務は採用しないこととされている。

(問7) 経営者が評価作業を行うに当たり、業務を執行する各部署の責任者から、所管する部署における内部統制が有効であるとする宣誓書を集めることによって、経営者評価の基礎とすることが考えられるが、どのように考えるか。

(答)

経営者の評価をどのように行うかは経営者において適切に判断されるべき事柄であり、業務を執行する部署の宣誓書を求めてはいけないということではないが、内部統制報告制度において、そうした宣誓書の作成を義務付けることはしていない。内部統制監査の実務においても、一般に、こうした宣誓書の存在自体が、内部統制の有効性についての有力な判断材料になるものではないと承知している。

(問8) 経営者の評価において、従来監査人が財務諸表監査において行っている部分(実地棚卸、資産評価単価の妥当性の検討など)については、監査人の検証をもって内部統制に係る評価を行ったと考えることができないか。

(答)

監査人の検証をもって経営者評価自体に代えることは一般論としてできないが、例えば、実地棚卸や資産評価単価の妥当性の検討等に際して、会社の内部監査部門の担当者等が、実地棚卸や資産評価の担当者の監査人に対する説明やそれに対する監査人の指摘事項等を確認し、それを当該部分に係る内部統制の評価手続において利用するといったことはありうると考えられる。

(問9) 監査人の中には、従来から、財務諸表監査の過程において、監査計画策定のために自らフローチャート等を作成し、内部統制の有効性を評価しているところがある。

そのような場合、監査人の中には、内部統制報告制度への対応として、フローチャート等の作成を経営者に求めるとともに、引き続き、監査人としても財務諸表監査のためのフローチャート作成を行い、そのための情報提供等を経営者に求めるものがある。これでは作業が二重になり、無駄が生じることになるのではないか。

(答)

フローチャート等を二重に作成することが、効率的でない結果となりうることとは御指摘のとおりであり、その場合には、例えば、以下のいずれかのような対応が考えられる。

- (1) 監査人は経営者が作成したフローチャート等内部統制の記録の信頼性を検証した上で、それを財務諸表監査にも利用する。
- (2) 経営者が提供する情報等を基に、監査人において、財務諸表監査のためのフローチャート等の作成が可能であるとすれば、経営者においても、当該情報等に基づき内部統制の評価を行うことが可能であると考えられる。この場合、内部統制の評価に必要な業務プロセスに係る内部統制の整備及び運用に関する適切な記録について作成しているものがあれば、経営者において、それを利用することができる。

(注) 実施基準においては、必ずしもフローチャート等の作成を求めているものではなく、会社の独自の記録等により内部統制の評価を行うことができるのであれば、それで足りるとしている。

(問10) 実施基準では、「評価対象とする営業拠点等については、計画策定の際に、一定期間で全ての営業拠点を一巡する点に留意しつつ、無作為抽出の方法を導入するなどその効果的な選定方法について検討する」(実施基準Ⅱ3(3)④口)こととなっているが、この規定は、文字通りすべての営業拠点を数年間で一巡するように評価対象としなければならないということの意味なのか。数年間で全営業拠点を一巡する方法に代えて、重要性が僅少である営業拠点を除外した上で、評価対象とする営業拠点をサンプリングの手法を用いて選定することは許容されるのか。

(答)

1. 実施基準では、選定した重要な事業拠点において、当該事業拠点に属するすべての営業拠点について内部統制の有効性を評価するのではなく、リスクに応じて営業拠点を選定して評価することを容認している。
2. その際、実施基準では、営業拠点を選定する方法として、例えば、一定期間ですべての営業拠点を一巡する点に留意しつつ、無作為抽出の方法をとることなどを記載しているが、これはあくまで一つの例示であり、具体的な営業拠点の抽出は、各企業の創意工夫により適切に行われるべきものであると考える。
3. 営業拠点を抽出する方法としては、数年間で全営業拠点を一巡する方法に代え、ご指摘のように、重要性が僅少である営業拠点を除外した上で、母集団の同質性等に留意しつつ、評価対象とする営業拠点をサンプリングの手法を用いて選定することも一法としてあり得るものと考えられる。

(問11) 決算・財務報告プロセスについての内部統制の評価はいつ行うことになるのか。当期の決算日以降でなければ行うことができないのではないのか。

(答)

1. 実施基準においては、内部統制の評価時期について、弾力的な取扱いが示されており、期末日までに内部統制に関する重要な変更があった場合には適切な追加手続が実施されることを前提に、必ずしも当期の期末日以降ではなくとも、適切な時期に評価を行うことで足りるとされている。

2. 特に、決算・財務報告プロセスに係る内部統制については、仮に不備があるとした場合、当該期において適切な決算・財務報告プロセスが確保されるためには、早期に是正されることが適切であり、(期末日までに内部統制に関する重要な変更があった場合には適切な追加手続が実施されることを前提に、)前年度の運用状況や四半期決算の作業等を通じ、むしろ年度の早い時期に評価を実施することが効率的・効果的である。

〔(問12) IT統制はすべて同一のIT基盤で集中管理する必要があるか。〕

(答)

実施基準は、「すべてを同一のIT基盤で集中管理すること」は求めている。企業内にIT基盤が複数認められれば、個々のIT基盤を評価単位として、ITに係る全般統制の評価を行うこととなる。

〔(問13) 業種、業態や業務プロセス等によっては、ITではなく手作業による統制の方が適している場合もあるのではないか。〕

(答)

1. 業種、業態や業務プロセスによっては手作業による統制の方が適していることがありうることは御指摘のとおりであり、内部統制におけるITの利用の程度は、各企業において適切に判断されるべき事柄である。
2. 実施基準においても、「内部統制にITを利用せず、専ら手作業によって内部統制が運用されている場合には、例えば、手作業による誤謬等を防止するための内部統制を、別途構築する必要等が生じ得ると考えられるが、そのことが直ちに内部統制の不備となるわけではない。」(実施基準I2(6)②)として、ITによる対応を必ず求めているものではない。

〔(問14) ITに係る全般統制に不備がある場合には、直ちに重要な欠陥となるのか。〕

(答)

1. 実施基準では、ITに係る全般統制は、財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクに直接に繋がるものでは必ずしもないため、全般統制に不備が発見されたとしても直ちに重要な欠陥と評価されるものではないとされている。
2. 例えば、ITに係る全般統制のうち、プログラムの変更に適切な承認を得る仕組みがないなどプログラムの変更管理業務に不備がある場合でも、事後的に業務処理統制に係る実際のプログラムに変更がないことを確認できたような場合には、稼働中の情報処理システムに係る業務処理統制とは関連性が薄いため、当該システムの内部統制は有効に機能していると位置づけることができると考えられる。

(問15) 実施基準では、「期末日直前に他企業を買収又は合併したこと、災害が発生したこと等の事由が生じたことにより、財務諸表を作成して取締役会の承認を受けるまでに通常要する期間内に本基準に準拠した評価手続を実施することが困難と認められる事情」を「やむを得ない事情」として、評価範囲の除外とすることが規定されている。ここで、期末日直前としてはどのような期間を容認しているのか。

(答)

実施基準では、いつをもって「期末日直前」とするかは明示されていない。これは、期間を明示することにより、かえって柔軟な対応がとれなくなることがないよう、やむを得ず評価を完了できなかった場合には、除外された範囲や理由が開示されるということを前提に、個別の事情に応じて柔軟に対応できるようにしたものであり、該当する事象が発生したが内部統制報告書作成日までに、やむを得ず評価を完了することができない場合でその合理性が認められるときには、「やむを得ない事情」に該当するものと考えられる。

(問16) 内部統制監査が受けられなくなるため、期末前3か月間はシステムを凍結するなど、内部統制の変更を行ってはならないとの議論があるが、どのように考えるべきか。

(答)

1. お尋ねの問題は、財務諸表監査とも深い関連を有し、本来、企業と監査人との適切な協議の中で無理のない段取りが選択されていくべきものであり、経営者においても内部統制の評価を的確に行うように留意する必要があるが、企業が業務の改善等の観点からシステム変更等を行うことは当該企業の判断であり、内部統制監査を実施しにくくなることをもって、期末日前の一定の期間においてシステム変更等を行うべきでないとして監査人が結論づけることは適切でない。

2. 期末日直前においてシステム変更等があった場合の対応については、実施基準に照らして考えれば、以下の対応が容認されているところであり、これを活用し適切な工夫が行われるべきものと考えられる。

(1) 期末日直前におけるシステム変更等が財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼすものでないと判断される場合には、何ら問題は生じない。

(2) 期末日直前におけるシステム変更等が財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼすものと判断される場合でも、経営者は、財務報告に係る内部統制の重要な変更部分についてのみ追加手続の実施を検討すれば足り、監査人は、経営者が必要な追加手続を実施していることを確認することになる(実施基準Ⅲ4(2)①ロb)。

(3) また、期末日直前の大規模なシステム変更等により、期間内に十分な追加手続を実施できない場合でも、それが基準・実施基準にいう「やむを得ない事情」に該当する場合には、経営者は、当該部分を「やむを得ない事情」によるものとして評価範囲から除外して、評価結果を表明することができる。

その際、監査人は、経営者が十分な追加手続が実施できないことにつき正当な理由が認められると判断した場合には、無限定適正意見を表明することができる。

(問17) コンサルティング会社と助言業務契約を締結し、その助言を受けて内部統制ツールを作成したいと考えているが、監査人の開発した内部統制ツールを必ず使用しなければならないのか。

(答)

実施基準では、企業の作成・使用している記録等を適宜、利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足りるとしており、監査人の内部統制ツールを使用しなければならないということはない。

(問18) 内部統制監査において、監査人が監査するのは基本的に経営者の評価結果であり、評価の手続についての詳細な検証は求められていないとの理解でよいか。

(答)

1. 実施基準では監査人に対して、①経営者が決定した評価範囲の妥当性及び②統制上の要点の識別の妥当性を検証した上で、③内部統制の整備状況及び運用状況の有効性に関する経営者の評価結果の妥当性を検討することを求めている。
2. これらのうち、統制上の要点の識別の妥当性の検証は、評価手続の検証に属するものと考えられるが、実施基準では、それ以上に、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性に関する経営者評価の検討において、監査人が経営者の評価結果を利用する場合を除き、経営者が具体的にどのような評価方法を行ったか(例えば、運用テストの具体的内容等)についての検証は求められておらず、監査人が監査するのは、ご指摘のとおり、経営者の評価結果についてである。

(問19) 監査人は、内部統制監査において、経営者の評価結果を何らかの形で利用することができるのか。例えば、経営者が評価において選択したサンプル及び当該サンプルについて経営者が行った評価結果を、監査人が何らかの形で利用することは可能か。

(答)

1. 実施基準において、監査人は、内部監査人等の作業を自己の検証そのものに代えて利用することはできないが、内部監査人等の能力及び独立性を検討し、当該作業の一部について検証した上で、経営者の評価に対する監査における監査証拠として利用することはできるものとされている。

(注) 内部監査人等の「等」には、内部監査人だけでなく、評価対象とは別の部署に所属しモニタリング等を実施する者や社外の専門家など経営者

に代わって内部統制の評価を行う内部監査人以外の一定の者も含まれると考えられる。

2. また、監査人は、経営者が評価を行ったサンプルについても、サンプルが母集団を代表しているかやサンプルが無作為に抽出されているかなどサンプルの妥当性の検討を行った上で、監査人自らが改めて当該サンプルをサンプルの一部として選択し、当該サンプルについて経営者が行った評価結果についても、評価方法等の妥当性を検証し、経営者による作業の一部について検証した上で、監査にあたっての監査証拠として利用することは可能であると考えられる。

〔問20〕中小規模の企業について、意見書前文に「例えば、事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合に、職務分掌に代わる代替的な統制や企業外部の専門家の利用等の可能性も含め、その特性等に応じた工夫が行われるべきことは言うまでもない。」とあるが、具体的にはどういったことが考えられるのか。

(答)

1. 財務報告に係る内部統制は、企業を取り巻く環境、事業の特性、規模等に応じて、整備・運用することが求められ、意見書前文では、事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合には、その特性等に応じた工夫を行っていくことが考えられることを記述している。
2. 例えば、事業規模が小規模で比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合には、要員の不足等により、担当者間で相互牽制をはたらかせるための適切な職務分掌の整備が難しい場合が想定される。そのような場合には、例えば、経営者や他の部署の者が適切にモニタリングを実施する等により、リスクを軽減することや、モニタリング作業の一部を社外の専門家を利用して実施することなど、各企業の特性等に応じて適切な代替的な内部統制により対応することが考えられる。

以 上

資料③

金融商品取引法の改正案等

平成20年4月2日

目次

○「金融・資本市場競争力強化プラン」の骨子	1
I 多様な資産運用・調達機会の提供	
○プロ向け市場の概要	2
○自主規制業務の一部を自主規制法人以外へ委託することを容認	3
○PTS(私設取引システム)の可否	4
○ETF(上場投資信託)の多様化	5
○金融商品取引所における排出量取引の取扱い	6
II 多様で質の高い金融サービスの提供	
○銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直しの全体像	7
○利益相反管理体制の整備	8
○銀行兄弟会社の業務範囲の見直し	9
○排出権取引	10
○銀行グループの議決権保有制限	11
○銀行等による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入	12
○銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大	13
III 公正・透明で信頼性のある市場の構築	
○インサイダー取引に対する課徴金の見直し	14
○相場操縦等に対する課徴金の見直し	15
○発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金の見直し	16
○公開買付制度・大量保有報告制度に係る課徴金の導入	17
○違法な安定操作取引に対する課徴金	18
○課徴金見直し案の金額水準	19
○課徴金の制度に係るその他の見直し	20
○EDINET運用改善に関する論点整理のポイント	21
○違反行為の禁止・停止の申立て	22
○金融商品取引法等一部改正法案の施行日について	23

「金融・資本市場競争力強化プラン」の骨子

I. 信頼と活力のある市場の構築

1. 多様な資金運用・調達機会の提供

- (1) 取引所における取扱商品の多様化
 - ① **ETFの多様化**
 - ② 取引所の相互参入のための枠組みの整備
 - ③ J-REITの多様化(海外不動産の参入)
 - ④ 海外企業株式の国内での取引機会の拡大(JDRの流通制度の整備)
 - ⑤ 商品先物市場の機能強化
- (2) プロに限定した取引の活発化
 - ① 資格機密投資家制度の弾力化
 - ② **プロ向け市場の枠組みの整備**
- (3) グリーンシート市場における上場廃止前に係る流通制度の整備
- (4) 「新卒から投資へ」の流れを促進するための規制
- (5) 金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上

2. 市場の公正性・透明性の確保

- (1) **課徴金制度の見直し**
- (2) 市場監視機能の強化
 - ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化
 - ② 自主規制機能の強化
- (3) 会計・開示制度の整備
 - ① 会社基準の国際的な収斂・相互承認の推進
 - ② 英文開示の対象の拡大
 - ③ EDINETにおけるXBRLの導入
 - ④ 格付会社のあり方についての検討
 - ⑤ 証券化商品に関する適切なリスク評価とその情報開示の強化
- (4) コーポレートガバナンスの強化
 - ① 企業における内部統制の整備
 - ② 取引所におけるコーポレートガバナンス強化への取組み
 - ③ 上場企業等のガバナンス強化についての検討

3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

- (1) 資金決済システム
- (2) 証券決済システム
- (3) リテール決済
- (4) 電子記録債権制度

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

1. **銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し**
2. **銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大**
3. 保険会社の資産運用規制の見直し
4. **金融機関・金融グループにおける内部管理態勢の強化**
5. 中小企業金融の円滑化と地域の活性化
6. 海外ファンドマネージャー誘致のためのPEリスクの排除

III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現

1. 対話の充実とプリンシプルの共有
 - (1) 事業者との対話を通じたプリンシプルの共有
 - (2) 事業者や関係団体との対話の充実
 - (3) パートンシップ等との適切な運用
 - ② Q&Aの活用
 - ③ 金融関連法令等の実状の推進
2. 規制・監督の透明性・予見可能性の向上
 - (1) 金融行政の一般の透明性の向上のための取組み
 - ① パーティシペーター等の適切な運用
 - ② Q&Aの活用
 - ③ 金融関連法令等の実状の推進
2. 規制環境に対する理解の促進
 - ① 金融向けのウェブサイトの活用
 - ② 海外向け情報発信の強化
 - ③ 規制影響分析(RIA)の実施
 - ④ 市場監視行政の透明性の向上

3. 海外当局との連携強化

4. 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応

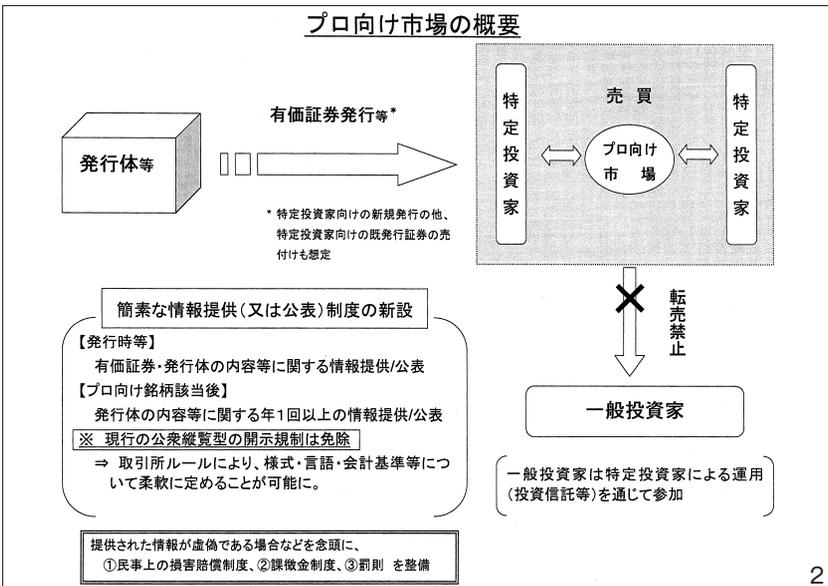
- (1) フォワード・ルッキングな行政対応に向けた監督体制強化
- (2) 重点的・機動的な検査の推進等

5. 職員の質実向上

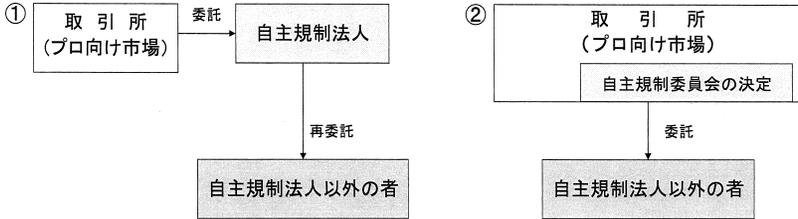
IV. 市場をめぐる周辺環境の整備

1. 国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積
 - (1) 高度かつ実践的な金融教育の充実と高度金融人材の活用促進
 - (2) 公認会計士試験の改善
 - (3) 金融専門人材の育成
 - (4) 入国審査における予見可能性の向上等
2. 国際金融センターとしての都市機能の向上 以上

1



自主規制業務の一部を自主規制法人以外へ委託することを容認



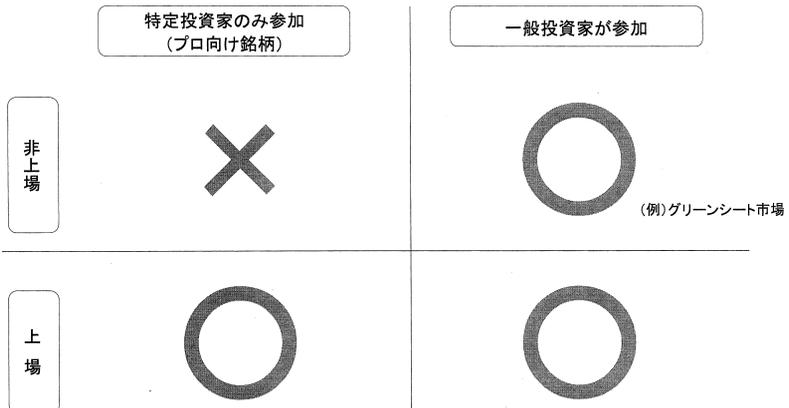
※英AIMのNomadに相当するものを想定
 ※自主規制法人以外への委託は投資者保護の根幹にかかわる事項以外のものに限定。

(参考) ロンドン証券取引所AIM(Alternative Investment Market)における取引対象企業の審査

- ・ 本則市場と異なり、英国FSAによる上場審査・管理はない、取引所ではなく、取引所に承認された民間のアドバイザー((Nomad) (Nominated Adviser)) が登録審査を行い、取引所への登録により、取引可能となる。
- ・ Nomadなしでは、取引所への登録・売買不可。Nomadが不在になると売買停止、不在が1ヶ月継続すると登録廃止。
- ・ Nomadの資格要件や業務内容は取引所規則で定められており、取引所の監督に服する。取引所は、Nomadに対する処分権限あり。
- ・ Nomadを務めているのは、証券会社、法律事務所、監査法人等(2007年8月末時点で90社弱)。

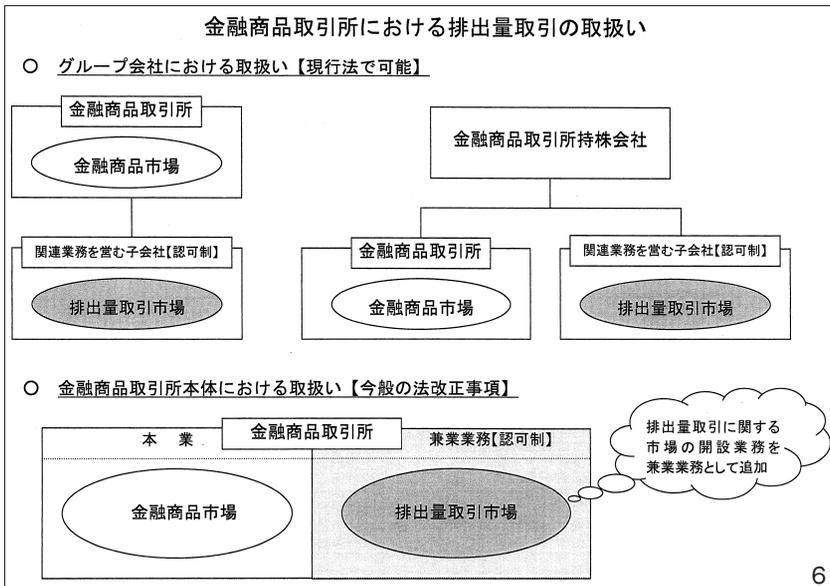
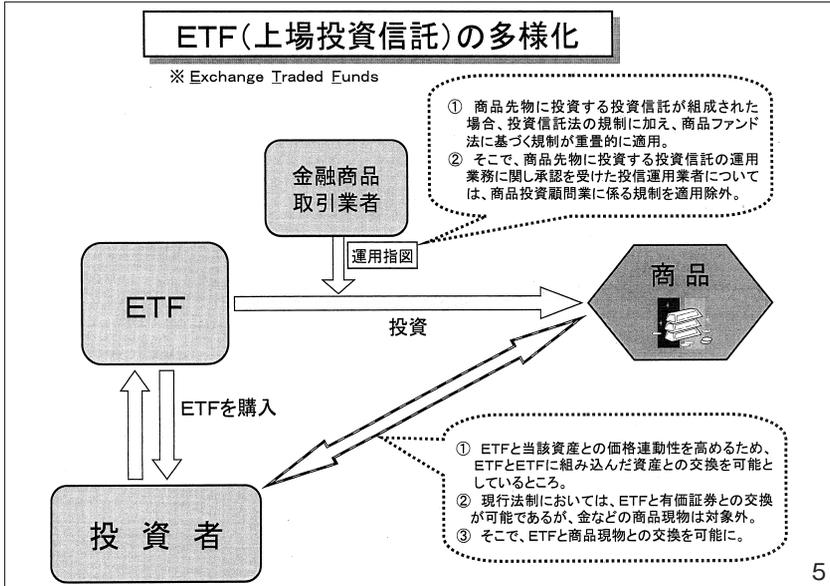
3

PTS (私設取引システム) の可否

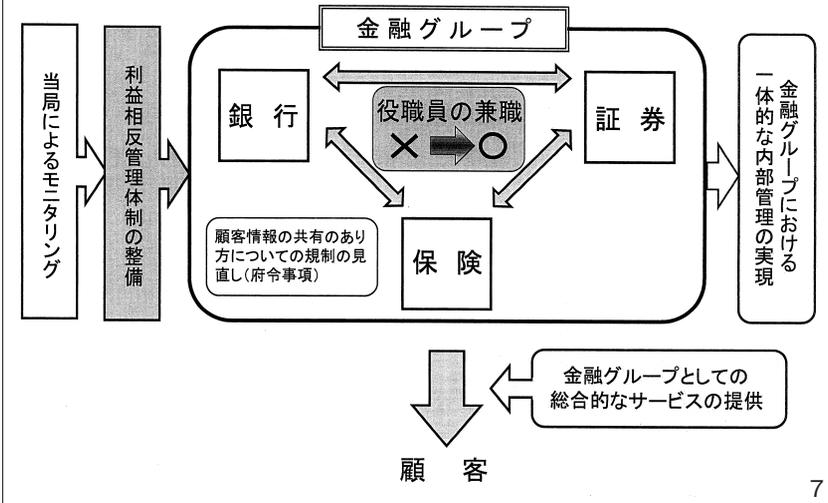


(注) PTS (Proprietary Trading System) は、金融商品取引業のうち、電子的技術(コンピュータ・ネットワーク)を使用して、同時に多数の者を当事者として有価証券の売買等を集团的・組織的に行うもの。

4



銀行・証券・保険会社間のファイアーウォール規制の見直しの全体像



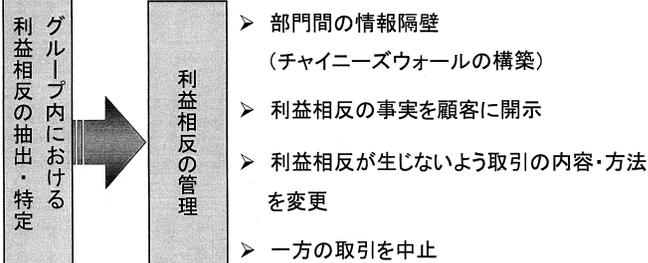
7

利益相反管理体制の整備

○法律改正の概要

自社又はグループ会社による取引に伴い、顧客の利益が不当に害されることがないように、適正な情報の管理と適切な内部管理体制の整備を実施

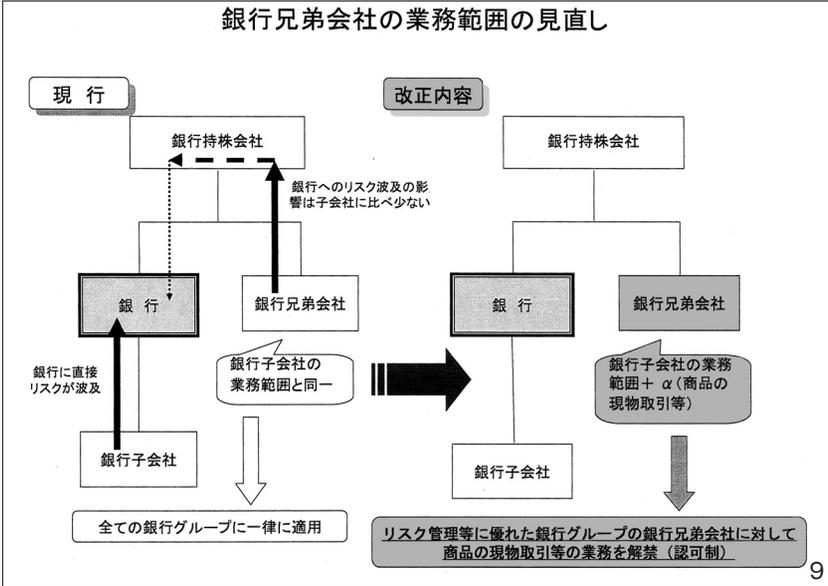
○府令・監督指針改正の概要



利益相反管理方針の策定・記録の保持

8

銀行兄弟会社の業務範囲の見直し



排出権取引

排出権取引の概要

- 気候変動枠組条約 (UNFCCC)
1992年6月採択、1994年発効
- 京都議定書 (Kyoto Protocol)
1997年12月採択、2005年2月発効
- 先進国 (EUを含む39か国) に対して、法的拘束力のある温室効果ガス排出量の削減目標を設定
 - ※ 2008年から2012年までの間の温室効果ガスの総排出量を、1990年時点の排出量を基準に割り当てられた目標削減。我が国の割当ては▲6%
 - 目標達成の手段として、「京都メカニズム」を許容

京都メカニズム

- 共同実施 (JI)
先進国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、先進国であるホスト国 (当該プロジェクトが領土内で実施される国) に生じた排出権 (ERU※1) を投資国 (先進国) に移転
※1 Emission Reduction Unit: 排出削減単位
- クリーン開発メカニズム (CDM)
先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、ホスト国である発展途上国に生じた排出権 (CER※2) をホスト国と投資国 (先進国) 間で分配
※2 Certified Emission Reduction: 認証排出削減量
- 排出権取引
先進国間で排出権 (AAU※3、ERU、CER) の取引が可能。
※3 Assigned Amount Unit: 初期割当量 (京都議定書に基づき、各国政府に分配される排出権)

排出権の取引インフラである国際取引ログ (国連が管理) が本格稼働

※ 昨年11月16日に我が国が先行して接続。本年EUが接続予定

現行

- 銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社のみ排出権取引を容認

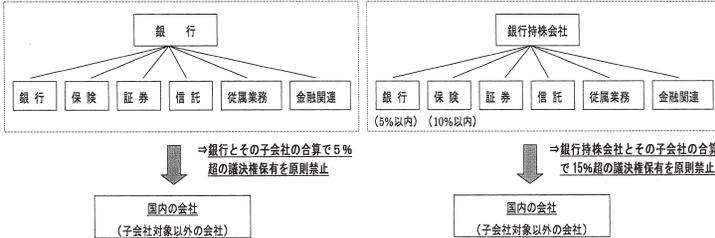
改正内容

- 銀行・保険会社の本体業務として排出権取引を明確に位置付け

銀行グループの議決権保有制限

現行

他業禁止の趣旨や子会社の業務範囲規制の潜脱回避の観点から一般事業会社の株式保有を制限。



次のような株式に係る議決権は例外

- ・銀行の証券子会社がその業務として所有する株式
- ・担保権の実行、テックエグゼクティブ等の事由により取得した株式(1年超保有は承認制)
- ・ベンチャーキャピタル会社を通じて所有する非上場等一定の要件を満たすベンチャービジネス会社の株式

改正内容

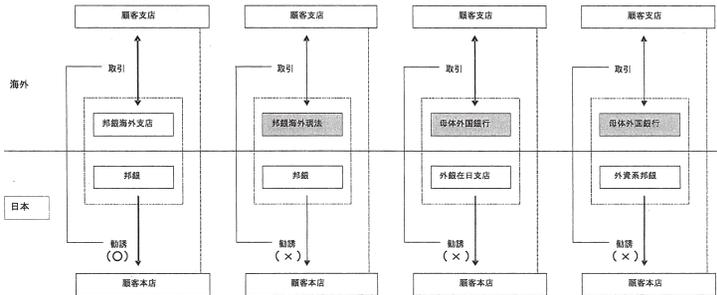
- 地域密着型金融の一層の推進等の観点から、銀行グループの議決権保有制限の例外措置の対象となる会社を拡大
 - ベンチャービジネス会社(「新たな事業分野を開拓する会社」)に加え、事業の再生を行う会社(「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」)を追加
- ※ 保険会社についても同様の措置

11

銀行等による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入

現行

外国銀行の業務の代理・媒介は認められていない



改正内容

- マナーロンダリング等の不適正な取引の防止に留意しつつ、銀行又は外国銀行在日支店に外国銀行の業務の代理・媒介を解禁
- グループ内の外国銀行の業務を代理・媒介
- 委託元の外国銀行が銀行等の子会社等として当局の認可を受けている場合は届出(それ以外は認可)
- 委託元の外国銀行の業務・財産に関する説明書類の縦覧義務、顧客保護のための説明義務、帳簿備付け義務等を適用

12

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

銀行・保険会社グループの業務範囲は、他業禁止の趣旨（本業に専念することによる効率性の発揮、利益相反取引の防止、他業リスクの回避等）を踏まえ法令で限定

□ 金融サービスの多様化、高度化等に伴い、経営の健全性に確保しつつ、国際競争力強化の確保等の観点から、業務範囲を拡大

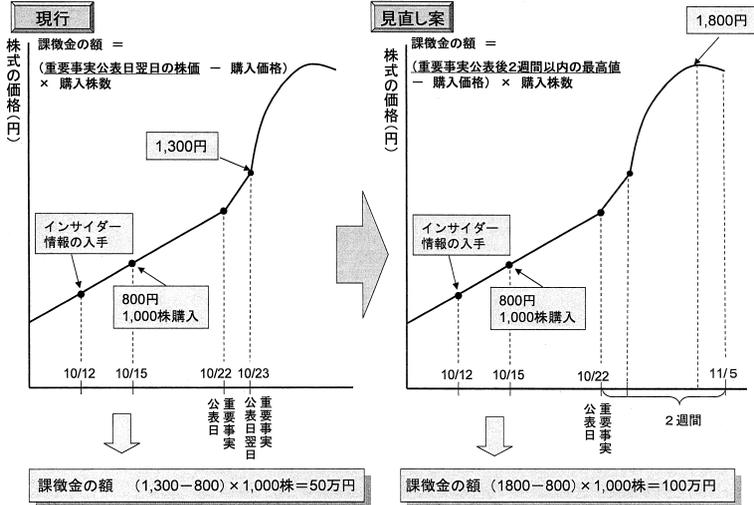
	銀行・保険会社 (本体)	銀行・保険会社 の子会社	銀行・保険会社 の兄弟会社(注)
商品の現物取引	×	×	×→○※ ※個別に許認可
商品デリバティブ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ
排出権取引	×→○	○	○
投資助言・代理	×→○	○	○
企業再生等のための株式保有	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり

(注) 保険会社の兄弟会社は、これまで、当局の承認を得れば、法令で限定列举された業務（届出により実施可能）以外の業務も実施可能

13

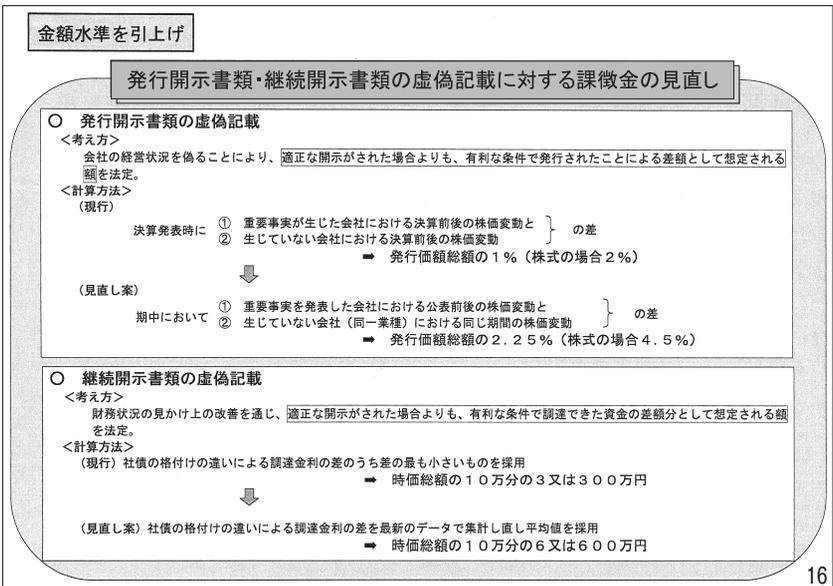
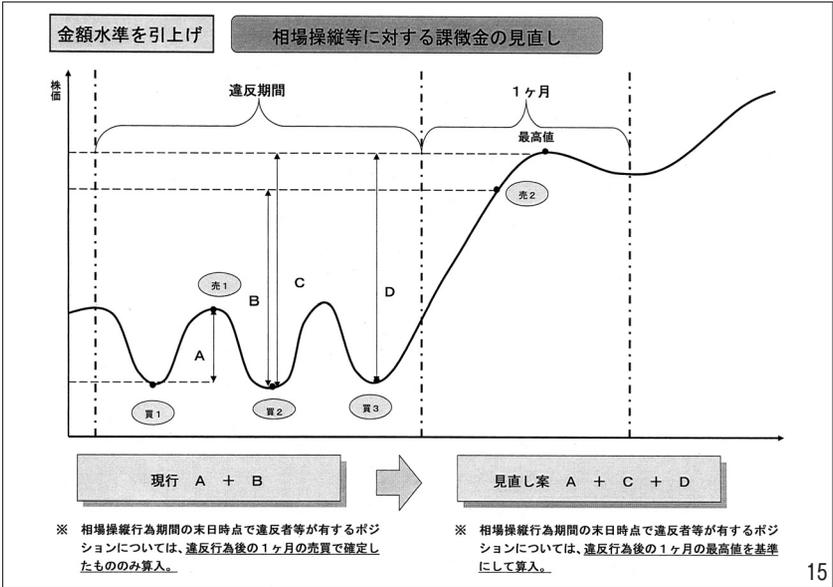
金額水準を上げ

インサイダー取引に対する課徴金の見直し



→ 過去の課徴金事案に当てはめると、おおむね現行の2倍程度の課徴金額

14



課徴金の対象に追加

公開買付制度・大量保有報告制度に係る課徴金の導入

○ 公開買付制度に係る課徴金の考え方

実務上、公開買付けを成功させるためには、市場価格に対する買付価格の上乗せが一般的。

公開買付規制に違反する場合、**買付価格の上乗せ分**を払わないこととなる点に注目して課徴金の額を法定。

<計算方法>

買付価格の上乗せ分 近年の実績値の平均値を採用

➡ 買付総額の100分の25

○ 大量保有報告制度に係る課徴金の考え方

大量保有報告書を提出すると、追隨して取引を行う者が発生。市場価格が変動するために、提出後引き続き、買い増す場合、取引コストが上昇。

報告義務に違反する場合、この**取引コストの上昇分**を回避することとなる点に注目して課徴金の額を法定。

<計算方法>

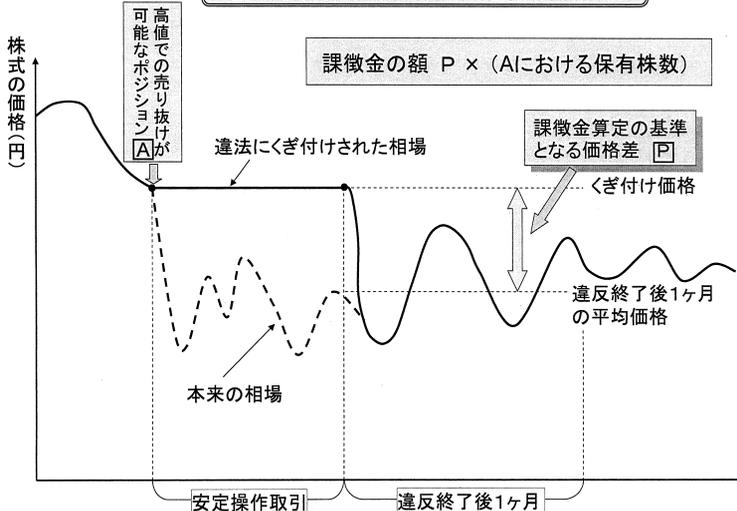
取引コストの上昇分 近年の実績値から推計

➡ 対象株券等の時価総額の10万分の1

17

課徴金の対象に追加

違法な安定操作取引に対する課徴金



18

課徴金見直し案の金額水準

違反行為類型	現行	見直し案	違反行為類型	現行	見直し案
インサイダー取引	(重要事実公表日翌日の価格 - 購入価格) × 購入株数	(重要事実公表後2週間以内の最高値 - 購入価格) × 購入株数	発行開示書類の虚偽記載	募集・売出し総額の1% (株式等の場合は2%)	募集・売出し総額の2.25% (株式等の場合は4.5%)
相場操縦	違反行為期間中の売買損益 + 違反行為終了後1ヶ月以内の反対売買による確定損益	違反行為期間中の売買損益 + (違反行為終了後1ヶ月間の最高値 - 違反行為終了時点までの買付け等の価格) × 保有株数	発行開示書類の不提出	-	募集・売出し総額の2.25% (株式等の場合は4.5%)
仮受・割合売買	-	(違反行為終了後1ヶ月間の最高値 - 違反行為終了時点までの買付け等の価格) × 保有株数	継続開示書類の虚偽記載	・300万円 ・時価総額の10万分の3のいずれか高い方	・600万円 ・時価総額の10万分の6のいずれか高い方
安定操作取引	-	(違反行為終了後1ヶ月間の平均価格 - 違反行為期間中の平均価格) × 保有株数 + 違反行為の売買損益	継続開示書類の不提出	-	前事業年度の監査報酬額
風説の流布	違反開始後1ヶ月以内の確定損益	(違反行為終了後1ヶ月間の最高値 - 違反行為終了時点までの買付け等の価格) × 保有株数	公開買付届出書等の虚偽記載 ・不提出	-	買付総額の25%
			大量保有報告書等の虚偽記載 ・不提出	-	対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

19

課徴金の制度に係るその他の見直し

○ 課徴金の加算制度

過去5年間に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合



課徴金を1.5倍に加算

○ 課徴金の減算制度

当局の調査前に以下の違反行為を報告した場合



課徴金を半額に減算

(対象)

- ・自己株の売買におけるインサイダー取引
- ・発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
- ・大量保有報告書の不提出

○ 除斥期間

- ・現行の3年の除斥期間を5年に延長

○ 審判手続の見直し

- ・民事訴訟法の制度にならい、被審人は審判手続に係る書類の送達場所を届出
- ・事件記録の閲覧について、正当な理由がある場合を除き利害関係人が閲覧できることを明確化

20

EDINET 運用改善に関する論点整理のポイント

— 金融庁「EDINET 運用改善検討チーム」公表（2月19日） —

大量保有報告書の虚偽事案を踏まえた再発防止・危機管理策の提言として、以下をとりまとめ

1. 調査対象報告書の迅速な検出 ～システム・チェックの強化等により、虚偽のおそれがあり、調査を要すると判断される報告書を迅速に検出

- ◆ システムによるチェック機能の強化 (例: フォーム入力方式の採用)
 - ・ 提出者類型、株券等保有割合、提出頻度等の情報を活用して、優先的に審査すべき報告書を抽出
 - ・ 記載漏れ/記載齟齬の自動検出機能の強化
- ◆ システム抽出結果を審査担当者に迅速に通知 (例: ポップアップ)

2. 調査対象報告書検出後の対応 ～迅速な調査体制、関係機関との連携体制の構築、当局による注意喚起

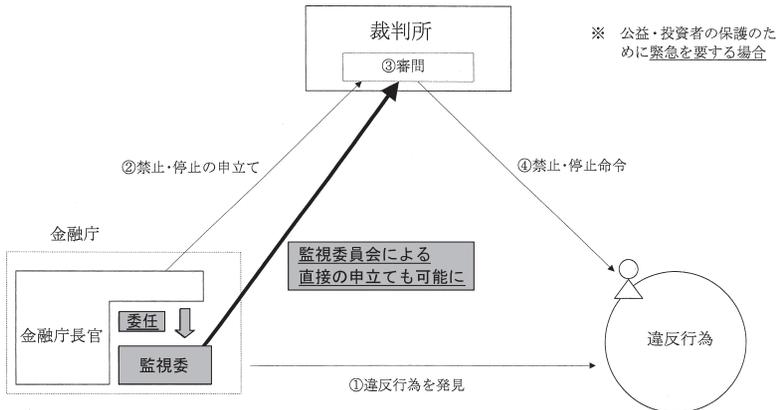
- ◆ 提出者に取扱金融商品取引業者等の名称の記載を求め (但し、縦覧しない)、当該業者等への照会等による調査の迅速化
- ◆ (平成 21 年 1 月予定の株券電子化も踏まえ) ㈱証券保管振替機構を通じた調査のための体制整備
- ◆ 関係機関 (取引所、証券業協会、外国当局、外国取引所) との連絡体制の整備
- ◆ 当局から投資者・発行人社等に向けた速やかな注意喚起 (調査対象報告書の検出/訂正報告書の提出命令発出時)

3. 機動的な行政対応 【法律改正事項】

- ◆ 虚偽記載のある書類による投資者・発行人社等の誤解・混乱の回避のための対応
 - ・ 当局は、訂正報告書の提出命令を発出した旨などの重要参考情報を、EDINET 上で開示書類に付すことができる
 - ・ 当局は、訂正報告書の提出命令を行った開示書類について、例外的に縦覧に供しないことができる
- ◆ 違反行為の抑止の多様化
 - ・ 大量保有報告書等の虚偽記載・不提出を課徴金の対象とすることへの取組みが必要

21

違反行為の禁止・停止の申立て



公益・投資者保護のために緊急を要する事案に認められている裁判所への申立てについて、日常的に証券取引を監視している証券取引等監視委員会が、直接行うことを可能とすることにより、違反行為に迅速に対応。

22

金融商品取引法等一部改正法案の施行日について

公布日から6月以内の政令で定める日

ただし、

○ 証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し

○ 利益相反管理体制の構築

については公布日から1年以内の政令で定める日